



明治4年(1871)に、政府は太政官布告第4号をもって、全国の社寺に対して、境内を除く全ての領地と除地(免租地)の上地を命じた「上知令」によって、祇園宝寿院をはじめとする八坂神社<sup>2</sup>の坊舎と共に、安養寺及び六阿弥、長樂寺、雙林寺など、入り組んだ一帯の土地を官有地とし、円山の土地利用は大きく変わる事となった。<sup>3</sup>

明治6年(1873)に現在の円山公園を含む一帯が上知された以降、官有地を管轄する京都府に対して、勝興庵正阿弥外、四庵から、旧境内の借地、払下げ等を望む活発な動きが現れた。これは、旅館、料亭としての六阿弥の営業継続の許可を望むものであり、明治7年(1874)の教部省の許可を受け、旧境内の一部が払い下げられた。『改正各区色分町名京都名所巡覧記』(明治10年(1877))では、当時の状況を、「円山、下京第十五区に属す。時宗安養寺々中、左阿弥、正阿弥を一望し花雪の朝絶景他に類ひなし」と伝えている。<sup>3</sup>

明治5年(1872)以降に開催された京都博覧会へ来遊した外国人は、この一帯にあった旅館に宿泊した。<sup>4</sup>

また、明治6年頃(1873)に開業した吉水温泉<sup>5</sup>、明治12年(1879)に長崎の井上万吉によって也阿弥ホテルが建設された。<sup>6</sup>



図4 明治当初の真葛ヶ原周辺

(左上：安養寺付近から祇園方面を望む，右上・下：真葛ヶ原から安養寺・長樂寺方面を望む)

出典：京都市所蔵

<sup>2</sup> 祇園社は、慶応4年(1868)に八坂神社に改称

<sup>3</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年(1996)8月、1-2頁

<sup>4</sup> 丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度(1984)日本造園学会研究発表論文集2、7-12頁

<sup>5</sup> 出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成15年(2003)、160頁

<sup>6</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年(1996)8月、5頁



現在、桜の名所として知られる円山公園の中心といえば、祇園枝垂桜周辺であるが、江戸期の桜の名所といえば祇園林であった。初代祇園枝垂桜は、祇園宝寿院の庭にあったものであり、同院の建物は、慶応2年（1866）に失火した後、残存した。明治6年（1873）、この枝垂桜が、周辺の樹木と共に払い下げられ伐採されそうになっているところを、時の京都府観業課長明石博高<sup>ひろあきら</sup>が、古木の伐採を惜しみ、金五円を出して買取り京都府に寄付した。このことを契機に、周辺が整備され、桜が多く補植され、枝垂桜は枯死する昭和22年（1947）まで、現在の位置で生き延び、桜の名所の象徴として多くの花見客に親しまれた。<sup>7</sup>

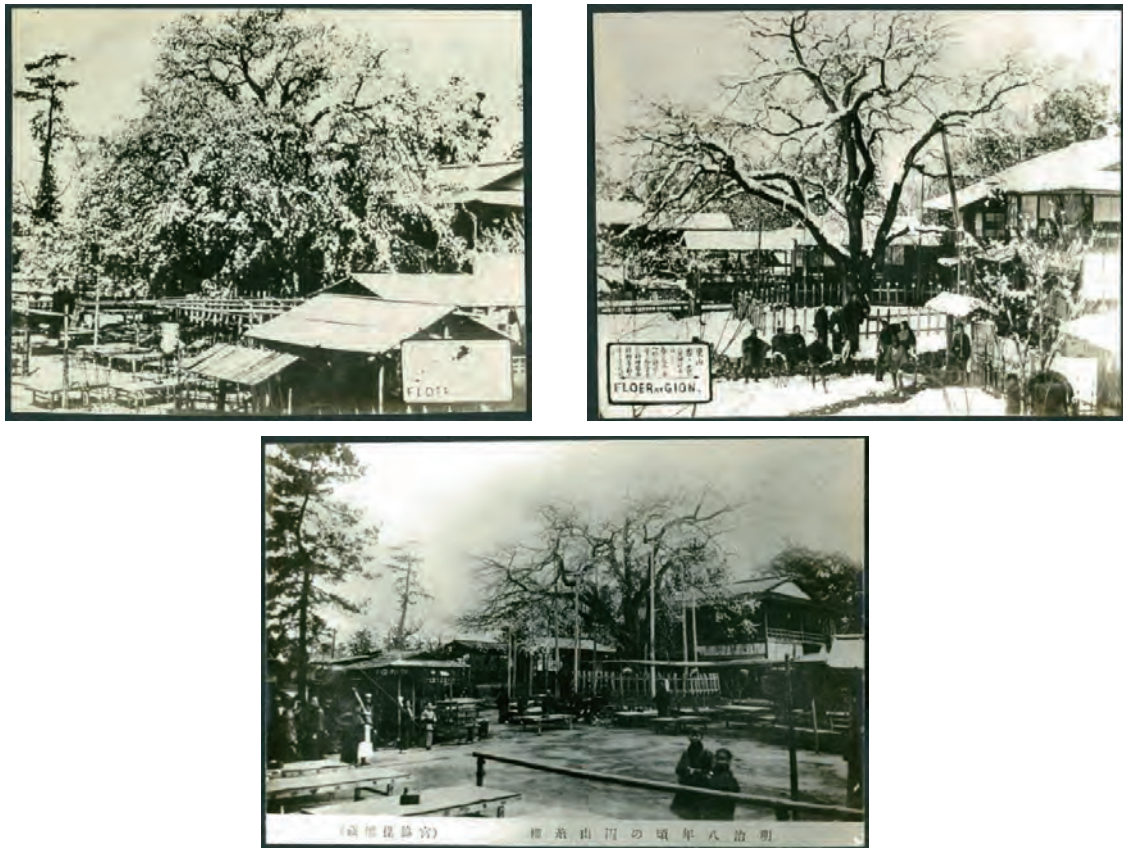


図5 明治当初の枝垂桜

（上段：明治元年（1868）、下段：明治8年（1875））

出典：京都市所蔵

このように名所としての賑わいをみせてきた円山では、明治8年（1875）に地租改正事務局達の社寺境内外区画取調規則に基づく調査が行われ、明治17年（1884）に『下京区社寺境内取調帳』（京都府庁文書）としてとりまとめられた。この調査では、下京区の各寺社の旧境内の内訳が記載されており、八坂神社、安養寺、長樂寺、雙林寺の旧境内の内訳には、「明治十二年上申分」の但し書きを付して「名所地」という項が挙げられている。この名所地が明治19年（1886）の公園開設当時の範囲に含まれているため、既に公園開設以前から、円山公園の下地ができていたと指摘されている。<sup>8</sup>

<sup>7</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、1-2頁

<sup>8</sup> 丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2、7-12頁

## 第2項 公園開設期（明治19年（1886）～明治22年（1889））

明治6年(1873)の太政官布告第16号に基づき、京都府から「公園地指定伺」を明治19年(1886)8月5日に提出し、同年10月29日に当時の内務大臣山縣有朋から許可を受け、同年12月25日に京都円山公園が開設した。<sup>8</sup>

その後、明治22年(1889)12月に、円山公園の所管を京都府から京都市参事会に移し、京都市円山公園が誕生した。<sup>9</sup>

三代目京都府知事の北垣国道が「京都ノ名勝地ハ市ノ經濟ニ関スル事厯大ナリ内外人ノ此地ニ輻湊スルノ原因ハ社寺名勝地ノ存在スルニ由ル者多シ是京都固有ノ財産ナリ」と論じていたとおり、公園開設以前より、名所として賑わっていた円山に、公園を開設する目的は、名所地の保存に関連するものである。当時の新聞に「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」とあるように、名所地の保存を目的に円山公園を開設した経緯は、今後の京都の公園の方向性を示唆するものであると指摘されている。<sup>10</sup>

表6 明治19年（1886）公園地指定伺

右は当府古来の名所にして、衆庶群集遊観の場所に付、公園地に指定到度候、付ては該地の内、字円山は最も著明のものに付、表記数箇の地所を併せ、京都円山公園地と唱へ、何れも官有地第3種に編入、公園貸渡の規則を設け之を保護し、借地料の収入金は、該地保護費に充用致し度、尤雙林寺、長樂寺、安養寺、弁天堂境内は、公園地第3種に編入すと雖も、尚ほ境内区域は、其儘据置き、且寺堂の格により取扱等の義は、別に變更不致積又雙林寺、安養寺境外民有墓地は、当分公園地外に据置の可く候、別紙絵図、規則書相添此段相伺候也

出典：京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，7頁



図6 公園開設時の範囲

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

<sup>9</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，5-11頁

<sup>10</sup> 丸山宏『円山公園の拡張』昭和6年度（1985）日本造園学会研究発表論文集3，1-6頁

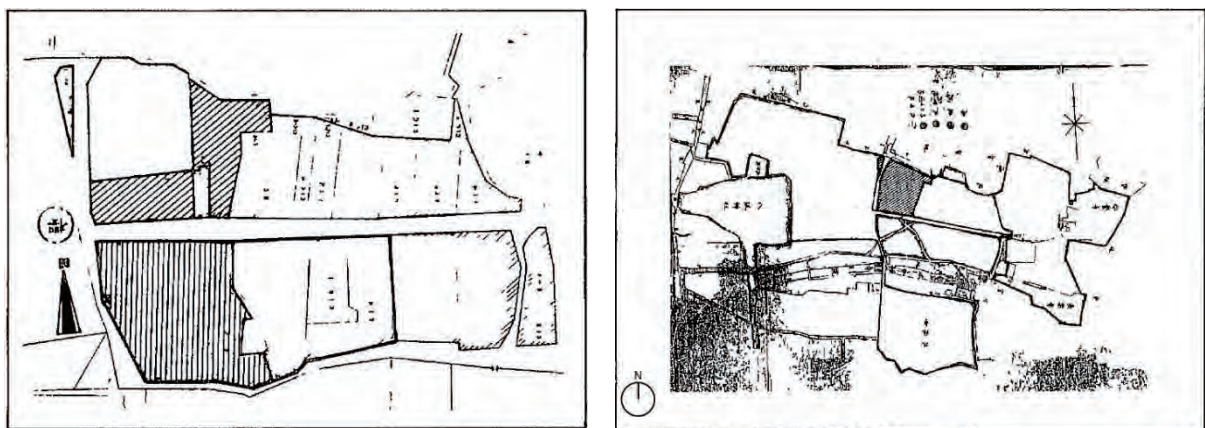


### 第3項 第1・2次拡張期（明治23年（1890）～明治38年（1905））

#### （1）第1次拡張期

明治23年（1890）から市議会では、円山公園の管理が現状維持にとどまるもので、その範囲も狭小である上に風致状態も公園として統制がとれていなかったため、公園拡張及び改修の議が起こり、隣接する土地を買収することとした。<sup>11</sup>

明治25年（1892）に市参事会（現在の京都市）が市議会に提出した公園費用補助に関する理由書に、「元来絶好の地位を占有するにも拘らず、其中間に介在せる須要の部分は、全く民有地に該し現に数棟の建築物あり為めに円山をはじめ、其南並に連立せる東山一帯の眺望を妨げ及知恩院大谷の如き美観を損傷し、所謂雑風景の甚だしきものとす」とあるように、明治25年（1892）から明治27年（1894）にかけて、下図に示す範囲（縦線部分）が、土地収用された。<sup>12</sup>



※斜線部分は、第1次拡張で公園拡張が検討されたが結果的に買収されなかった。

図7 第1次拡張の範囲

（左：明治25年（1892）収容範囲（斜線部）、右：明治26年（1893）買収地（縦線部）※）

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

当時の公園範囲のうち、八坂神社北門前、北側北林の地は、貸座敷、借馬所や遊戯場等、草が生い茂り凹凸のある荒地に等しい箇所があったほか、民有地の庭園が点々とその風致を保っていたに過ぎなかった。しかしながら、この拡張事業によって、まずは貸座敷、借馬所や遊戯場等の構築物の撤去が始められ、自然の丘陵を利用し、溪谷を造り、四季の花樹等を移植してその面目を一新した。<sup>13</sup>

さらに、林泉の美を添えるために、現在の枝垂桜の東側にある飲水鉢の箇所に噴水を計画し、蹴上疏水の引水管が公園の中心、枝垂桜付近から83尺余り（約2.5km）、左阿弥より23尺（約0.7km）の高度まで達しているので同所より引水した。<sup>12</sup>

また、也阿弥ホテルが、明治32年（1899）に焼失し再建された。<sup>14</sup>

<sup>11</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，19頁

<sup>12</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，19-37頁

<sup>13</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，38頁

<sup>14</sup> 丸山宏『円山公園の拡張』昭和6年度（1985）日本造園学会研究発表論文集3，1-6頁



※本図右上に吉水温泉の三層楼が描かれている。この建物は、明治6年（1873）に建てられ、明治39年（1906）に焼失した。したがって、本図は、第1期拡張が計画された明治25年（1892）から、三層楼が焼失した明治39年（1906）までの間に描かれたものと推測される。

図 8 第1次拡張時の円山公園

出典：京都市所蔵

（2）第2次拡張（明治39年（1906）～明治42年（1909））

明治39年（1906）に也阿弥ホテルが再び火災により全焼したこと<sup>13</sup>、同年に平野屋が全焼し隣接する公園事務所が類焼したこと<sup>15</sup>を契機に、園内の民有地を買収整理することとして第2次拡張を実施した。なお、買収交渉の遅延等の都合により、明治41年（1908）から拡張工事に着手した。<sup>14</sup>

下図のとおり、第2次拡張の収用見込地は、第1次拡張で土地収用した残りの民有地の全部が対象となっている。第2次拡張により、公園地は土地所有権の上でようやくまとまりのある地域を獲得した。<sup>13</sup>

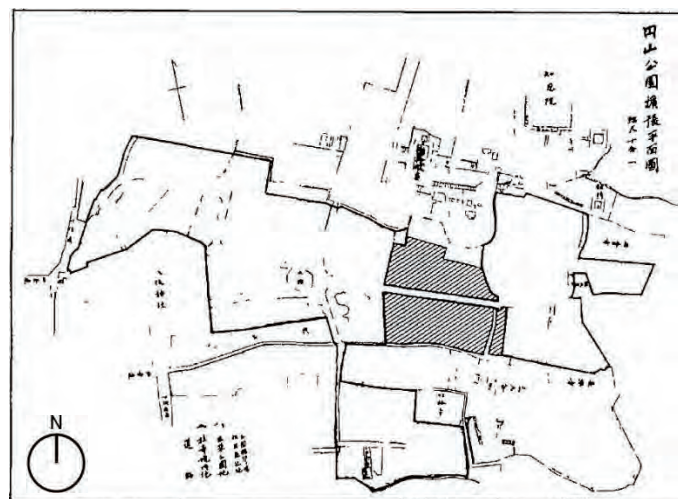


図 9 明治40年（1907） 第2次拡張の収用見込地（斜線部）

出典：丸山宏『京都円山公園成立前史』昭和59年度（1984）日本造園学会研究発表論文集2，7-12頁

<sup>15</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月，54頁



## 第4項 公園改良期（明治43年（1910）～昭和5年（1930））

### （1）公園改良の経緯

第2次拡張を経て、公園開設以来の懸案であった民有地改修が実現したことを受け、京都市は、明治43年（1910）、円山公園改良計画案を市嘱託であった京都高等工芸学校（現・京都工芸繊維大学）教授・武田五一に依頼し、同年夏にはほぼその計画案ができあがった。明治44年（1911）の公園常設委員規定が設けられ、同年に5人の委員を選出し改良計画案の検討が始められ、明治45年（1912）に結了した。<sup>16</sup>

なお、市会議事録からみると、武田五一は公園内の道路拡張、石造の忠魂碑のデザインについて改良計画案を提案しており、いわゆる庭園部、園内東部一帯の改良工事については、施工者である小川治兵衛（以下「植治」という。）に全幅の信頼をもってまかせたのではないかと指摘されている。<sup>15</sup>

円山公園改良工事は、大正2年（1913）4月に着工し、翌3年（1914）3月に完了した。円山公園改良の中心は、枝垂桜の東部、也阿弥ホテル跡にいたる地域である。植治は水の流れを作庭の主題とし、その水源を第二疏水に求めた。第二疏水は、明治44年（1911）に完成し、公園南側に隣接する東大谷廟まで通じていた。その送水管の取付け口付近から6インチの鉄管を取設、延長し、滝までひき、源泉としている。植治が南禅寺界隈の別荘に疏水の水をひきいれ池泉を作庭したように、円山公園でも疏水を水源とすることは植治にとって不可欠であった。大正2年（1913）、京都市は府からこの第二疏水からの給水工事許可を受け、同年から公園給水管の埋設工事を始めた。<sup>15</sup>

植治による改良工事により、漸く全面積2,908坪に及ぶ円山公園の出現を見るに至った。<sup>17</sup>

その後、樹木の移植芝生の増殖等、益々改良を加え、昭和2年（1927）11月に円山公園音楽堂（以下「音楽堂」という。）を建設し、市民の情操教育に資し、また枝垂桜の西方にラジオ塔を設置した他、園内主要道路の舗装、休養施設の改善等も大体完備した。<sup>18</sup>

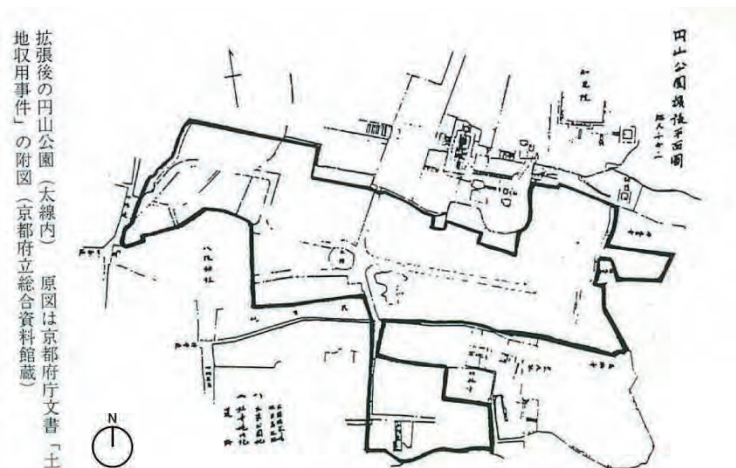


図10 拡張後の円山公園

出典：丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成2年（1990）、148頁

<sup>16</sup> 丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成2年（1990）、146-150頁

<sup>17</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、63頁

<sup>18</sup> 京都市『名勝地円山公園の沿革』平成8年（1996）8月、64頁



図 11 大正 14 年 (1925) のひょうたん池周辺

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編  
『開園百周年記念』昭和 63 年 (1988) , 10 頁



図 12 昭和 4 年 (1929) の音楽堂

出典：京都市所蔵

## (2) 円山公園と植治

円山公園の改修に当たっては、植治の関与が指摘されている。<sup>19</sup>

近代自然主義の時代にあつて、植治は庭園における自然のモチーフと、その表現法にも新風を吹き込んでいる。日本庭園が近代までこだわり続けてきた景勝地の海岸風景を、誰もが見覚えのある身近な野山の風景に置き換えるとともに、それらを原寸大で表現することによって、「眺める庭」から「五感で味わう庭」へと転換したと指摘されている。<sup>20</sup>

また、当時の新聞は、植治の追悼記事 (昭和 8 年 (1933) 没) として、「京都を昔ながらの山紫水明の都にかへさねばならぬ」(大阪毎日新聞)、「翁は生前常に京都の誇りである風致問題について非常に頭をなやまし保存に全力をつくしてみた」(京都日出新聞)と記しており、植治にとって、京都の風致問題が大きな関心事であった。

明治 27 年 (1894) に無鄰菴の作庭に着手し、昭和 8 年 (1933) に没するまで、多数の作庭に携わった植治にとって、円山公園改良工事 (大正 2 年 (1913) ~大正 3 年 (1914)) は、人生の中期に当たる。

植治は、円山公園という開かれた場に自然の溪谷を再現しつつ、華頂山を望む最良の位置であるひょうたん池に舟着きを打ち借景とするなど、公共造園という新たな領域を貪欲に開拓しようとした進歩性が読み取れる。<sup>19</sup>

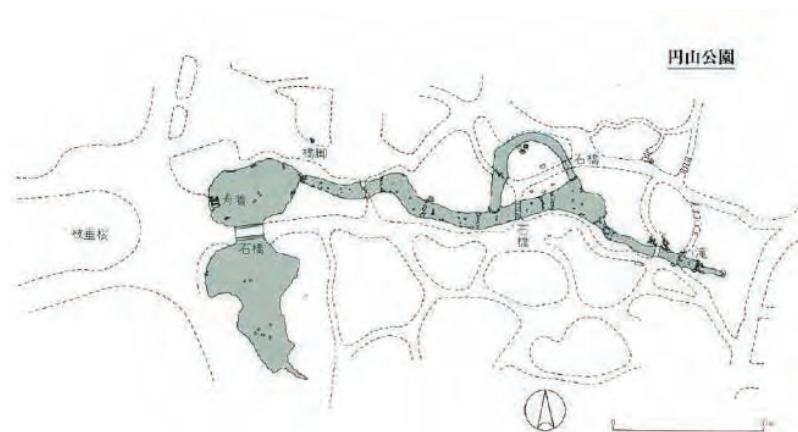


図 13 園池平面図

出典：丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成 2 年 (1990) , 149 頁

<sup>19</sup> 丸山宏『植治の庭 小川治兵衛の世界』尼崎博正編、淡交社、平成 2 年 (1990) , 150 頁

<sup>20</sup> 尼崎博正『七代目小川治兵衛-山紫水明の都にかへさねば-』ミネルヴァ書房、平成 24 年 (2012) , iii-v 頁



## 第5項 名勝指定・都市公園法施行以降（昭和6年（1931）～現在）

### （1）名勝指定時

植治による改良工事などを経た円山公園は、我が国の優れた国土美として欠くことができないものとして、昭和6年（1931）10月21日「史蹟名勝天然紀念物保存法」（大正8年（1919）法律第44号）により「名勝円山公園」に指定された。なお、同法は、「文化財保護法」（昭和25年（1950）法律第214号）に引き継がれ現在に至る。

また、明治6年（1873）に明石博高<sup>ひろあきら</sup>の寄付により残された枝垂桜は、明治37年（1904）から同38年（1905）にかけて盛観を極め、根回り4m、高さ12m、樹齢200年余りに達し、素晴らしい景観を誇っていたことから、昭和12年（1937）4月13日に国天然紀念物に指定された。しかし、昭和22年（1947）に老衰が原因で枯死したため、昭和25年（1950）3月13日に国天然紀念物の指定を解除された。<sup>21</sup>

表7 枝垂桜 天然紀念物指定理由

<p>名 称：祇園ノ枝垂桜          所 在 地：京都府京都市東山区祇園町北側          指定地積：国有 1筆 内実測 169坪7号          説 明：円山公園ニアリ目通幹周約3.8メートル枝條長区ク垂レ花時盛観ヲ呈ス、白枝垂桜ノ地方的巨樹トシテ有數ノモノナリ          指定理由：保存要目天然紀念物中植物ノ部第一（社叢、著シキ並木、名木、巨樹、老樹）ニ依ル</p>
---

出典：京都市資料



図14 初代枝垂桜 左：昭和12年（1937）、中央：昭和17年（1942）、右：昭和22年（1947）

出典：京都市所蔵

その後、昭和24年（1949）に、造園家佐野藤右衛門が初代枝垂桜から種を採って育てた桜3本を京都市に寄付し、二代目枝垂桜として移植された。3本のうち、初代枝垂桜と同じ場所に植えられた桜1本が順調に成長し、現在も祇園夜桜の象徴として花見の時期には多くの来園者を楽しませている。<sup>22</sup>



図15 二代目枝垂桜 左：昭和24年（1949）移植時、中央：昭和28年（1953）、右：平成元年（1989）

出典：京都市所蔵

<sup>21</sup> 京都府文化財総合目録

<sup>22</sup> 京都市建設局公園緑地部公園管理課『開園百周年記念』昭和63年（1988）、6-7頁

## (2) 都市公園法施行時

昭和31年(1956)に、都市公園法が施行され、円山公園は、都市公園法に基づく都市公園となる。また、同年には、京都市風致地区規則による風致地区内の特別地区に指定された。さらには、昭和42年(1967)に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法により、南禅寺や知恩院などと共に、歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる東山連峰の自然的環境の保存を図るため、円山公園は歴史的風土特別保存地区及び歴史的風土保存区域に指定された。

このように、円山公園を取り巻く風致景観の保全が図られる一方で、昭和37年(1962)に戦時中に供出されていた坂本龍馬・中岡慎太郎像の再建、昭和46年(1971)の地下駐車場の開設、昭和60年(1985)の時計塔の設置など、様々な施設の充実が図られてきた。なお、時計塔は、平成26年(2014)に撤去・新設が行われた。また、昭和29年(1954)から平成7年(1995)にかけて音楽堂で開催された“土曜コンサート(ドヨコン)”や、平成2年(1990)から平成15年(2003)にかけて市民の森で開催されていた“東山区民ふれあいひろば”など、市民イベントも開催されていた。さらに、昭和63年(1988)には、開設100周年を迎えた。



図 16 初代坂本龍馬・中岡慎太郎像

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編  
『開園百周年記念』昭和63年(1988), 18頁



図 17 二代坂本龍馬・中岡慎太郎像

平成26年(2014)撮影

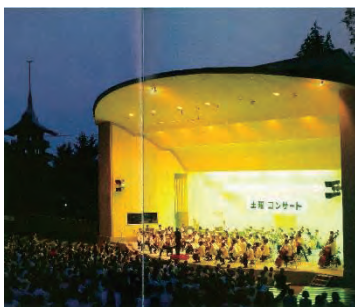


図 18 音楽堂で開催されていた  
土曜コンサート

出典：京都市建設局公園緑地部管理課編



図 19 市民の森で開催されていた  
東山区民ふれあいひろば

出典：東山区役所区民部まちづくり推進課  
『東山区80周年記念誌』平成21年(2009), 36頁



### (3) 現在

現在、円山公園の利用は、知恩院・青蓮院から八坂神社、又は、清水寺・高台寺に至るルートと、知恩院山門から市民の森の脇を通り、祇園・四条に至るルート、長楽館前から圓山山麓に至るルート、知恩院大鐘楼脇から圓山山麓に至る4つのルートを主に、多くの利用者の往来がある。特に、各種観光案内などで、八坂神社を通り抜ける歩行ルート、知恩院から清水寺に至る歩行ルートを紹介していることが多い理由からか、東からと北からのアクセスが多いとされる。また、音楽堂へは南側からのアクセスが中心となっている。

公園内においては、明治以前から群衆遊観の地であったことを受けて、現在も園内に多くの利用者が滞在している。その主要な箇所は、次頁の図が示すように、祇園枝垂桜周辺の広幅員園路や圓山山麓である。

東山区民ふれあいひろばが開催されなくなって以来、公園独自の大規模な市民参加型の催しは開催されていないが、周辺地域と連携した催しの場に円山公園が利用されており、四季を通じた利用、京都東山花灯路等の夜間の利用も行われている。

また、円山公園と周辺地域との利用のつながりの推進については、次のような取組がみられる。今後も周辺地域との利用のネットワークの推進が求められている。

二年坂、産寧坂に立ち並ぶ商店によって構成される「京都東山観光散策道路を守る会」は、30年程前に結成されて以来、伝統的な町並みを形成していくための活動を行っており、円山公園から清水寺までの1km、30分の散策道路を推奨している。

次に、円山公園に続く高台寺山国有林では、散策マップにおいて「知恩院口」から東山へとつながる散策路を提示されている。



東山観光散策道路を守る会の  
推奨する散策路サイン



高台寺山国有林散策マップ  
を示す説明板



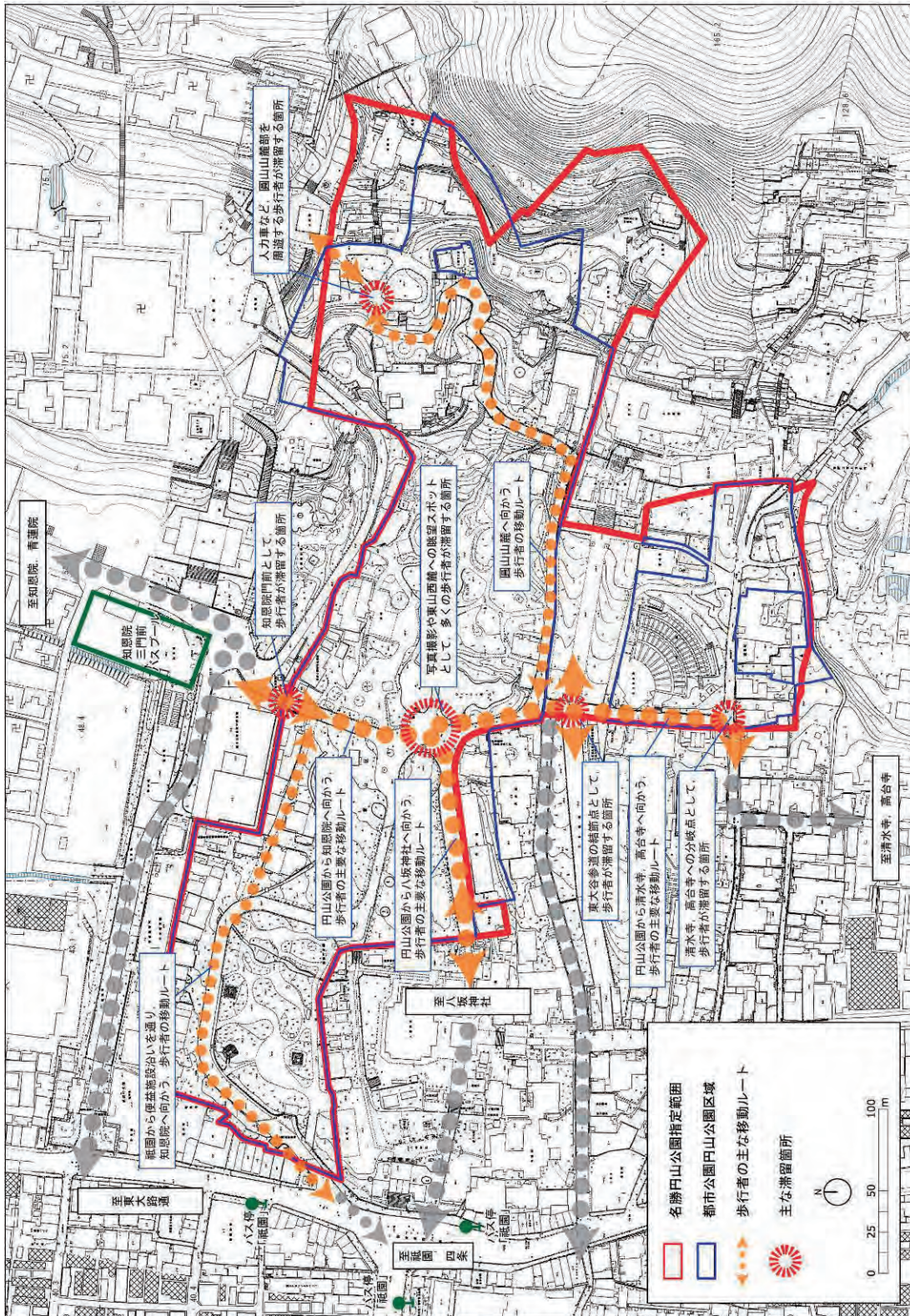


図 20 歩行者の園路及び園地の利用状況

出典：京都市資料を基に作成



表 8 円山公園の成り立ち (年表)

時代	和暦	西暦	事項
鎌倉 以前			・東山西麓の祇園社に至る傾斜地一帯は、真葛やススキが生い茂る「真葛原」と呼ばれる原野であった。
	延暦 年間	782～ 806	・安養寺は、最澄が開創したと伝えられ、法然と親鸞が念仏を発祥した「吉水草庵」をこの地に結ぶ。
	建久 年間	1190～ 1199	・慈鎮が吉水草庵を中興し、「慈円山安養寺」と称した。
鎌倉			・慈円が「わが恋は 松を時雨の染めかねて 真葛ヶ原に 風さわぐなり」と詠み、和歌の名所ともなった。
江戸			・安養寺境内には時宗寺院の子院の六阿弥坊【勝興庵（正阿弥），長壽院（左阿弥），花洛庵（重阿弥），多福庵（世阿弥），延壽庵（連阿弥），辨天堂】が立ち並び、いずれも林泉の美と眺望に富む楼閣を構え誘客に席を供した。 ・八坂神社境内の「祇園の夜桜」見物を始めとして、一帯は多様な活動が展開される行楽の域となった。
明治	明治 4	1871	・廃藩置県 ・太政官布告第 4 号（第 1 次上知令）。社寺に対して、境内を除く全ての領地と除地（免租地）の上知を命ずる。（1. 5） ・これにより祇園宝寿院をはじめとする八坂神社の坊舎，安養寺及び六坊，長樂寺，雙林寺など官有地となる。
	明治 5	1872	・大蔵省布告第 53 号「名所古蹟保存ノ件」（4. 12）
	明治 6	1873	・太政官布告第 16 号（公園）。府県に公園を開設するよう布告（1. 15） ・吉水温泉竣工 ・旧宝寿院の庭にあった老桜（初代枝垂桜）について、印材として伐採されようとしていたところを明石博高翁が買い上げそのままの位置に残した。
	明治 8	1875	・地租改正事業の一環として、社寺に対する第二次上知令を公布。
	明治 9	1876	・鳩居堂主人熊谷酔香追煎茶会
	明治 12	1879	・長崎県の井上万吉による也阿弥買収及び也阿弥ホテル開業
	明治 18	1885	・琵琶湖疏水起工 ・字円山及び字南畑が合併し、円山町となる。
	明治 19	1886	・「京都円山公園」の開設（12 月）。（京都府より国へ「公園地指定伺」を提出（8 月），内務大臣より許可（10 月）） ・也阿弥ホテル増築
	明治 20	1887	・桜樹数百本植え足し ・京都府告示第 4 号「公貸渡規則」（1. 15）
	明治 22	1889	・京都市制・町村制施行 ・円山公園を京都市へ移管。「京都市円山公園」の誕生（12 月）

時代	和暦	西暦	事項
明治	明治 23	1890	・京都市円山公園議案，京都市円山公園使用条例，京都市円山公園使用料細則の制定（7月）
	明治 24	1891	・禁止事項の公園掲示
	明治 25	1892	・第1次公園地拡張事業（～明治27（1894）） ・アーク灯の取付
	明治 26	1893	・京都市参事会が公園仮事務所の設置を決定 ・山桜，枝垂桜35本程度を市内より移植
	明治 27	1894	・八坂神社の末社太田社西北に威垣（いがき）を設置 ・円山公園と知恩院間の谷川の工事を入札で実施 ・也阿弥ホテル増築
	明治 28	1895	・拡張工事に伴い旧御台場の構築物の撤去 ・新池及び周辺開設 ・自然の丘陵を利用した溪谷，四季の花樹を植樹 ・蹴上疏水から引水し，噴水を設置
	明治 32	1899	・也阿弥ホテル焼失
	明治 33	1900	・北村条蔵の寄付，樹木植付費等に使用
	明治 34	1901	・也阿弥ホテル再建
	明治 37	1904	・八坂神社が公園地排水を非常用水として引水
	明治 39	1906	・也阿弥ホテルが再度火災。吉水温泉と共に全焼 ・ホテル火災を機に公園地拡張の機運が高まる
	明治 41	1908	・也阿弥ホテル，吉水温泉閉業 ・第2次公園地拡張事業（～大正3（1928））
	明治 42	1909	・円山公園拡張工事を直営工事により行うことを決定 ・長楽館の竣工
	明治 43	1910	・武田五一による公園改良計画案の作成 ・公園入口の改修を道路拡張と並行 ・園内の道路拡張，新設を急ぐ
明治 44	1911	・第二疏水完成 ・公園常設委員会規定及び公園委員の決定 ・園内道路の延長，溝渠排水管敷設，上水道敷設 ・左阿弥北接の紅葉谷を知恩院又は長楽寺と交換 ・八坂神社西楼前と園内地の一部を交換整理	
大正	大正 2	1913	・植治による公園東部一帯の改良工事（～大正3年（1914）3月竣工） ・京都府から第二疏水からの給水工事許可。公園給水管の埋設工事
昭和	昭和 2	1927	・音楽堂の開設
	昭和 5	1930	・（旧）都市計画法に基づき東山風致地区に指定
	昭和 6	1931	・円山公園が国名勝に指定



時代	和暦	西暦	事項
昭和	昭和 7	1932	・ラジオ塔の設置
	昭和 9	1934	・坂本龍馬・中岡慎太郎像の設置
	昭和 12	1937	・初代枝垂桜が国天然記念物に指定
	昭和 22	1947	・初代枝垂桜が枯死（昭和 25 年（1951）国天然記念物指定解除）
	昭和 24	1949	・造園家佐野藤右衛門が実生から育てた桜を二代目枝垂桜として、初代枝垂桜と同じところに移植
	昭和 31	1956	・都市公園法施行、同法に基づき円山公園が都市公園となる ・京都市風致地区規則により東山特別地区となる
	昭和 37	1962	・戦時中に撤去されていた坂本龍馬・中岡慎太郎像が再建
	昭和 42	1967	・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、円山公園を含む一帯を歴史的風土特別保存地区に指定
	昭和 43	1968	・祇園祭山鉾収蔵館の開設
	昭和 46	1971	・地下駐車場の開設
昭和 60	1985	・時計塔の設置	
平成	平成 5	1993	・琵琶湖疏水の水の使用を休止
	平成 18	2006	・指定管理者制度に基づき音楽堂及び円山駐車場の管理運営を民間等に代行
	平成 19	2007	・野外音楽堂南側エリアを清水特別修景地区の一角に指定
	平成 26	2014	・時計塔の撤去、新設

出典：京都市建設局公園緑地部公園管理課『円山公園－開園百周年記念』昭和 63 年（1988）  
京都市『名勝地円山公園の沿革』平成 8 年（1996）  
出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成 15 年（2003）  
東山区役所区民部まちづくり推進課『東山区 80 周年記念誌』平成 21 年（2009）

## 第2節 現況

### 第1項 関連法規制

名勝円山公園指定区域及び周辺地域は、風致地区、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、伝統的建築物群保存地区等の複数の法規制によって、その風致景観等の保全を推進すべき地域として位置付けられている。

表9 名勝円山公園指定区域及び周辺地域に係る関係法規制一覧

根拠となる法規制	計画対象地内に関する指定地区及び区域名等		指定年度
都市計画法／ 京都市風致地区条例	・東山風致地区 <sup>23</sup> :風致地区第1種地域(音楽堂周辺以外), 風致地区第2種地域(音楽堂周辺)		昭和5年 (1930) <sup>24</sup>
古都における歴史的風土の 保存に関する特別措置法	・東山歴史的風土保存区域 ・その大半が清水歴史的風土特別保存地区		昭和42年 (1967)
文化財保護法／ 京都市伝統的建造物群保存 地区条例	・産寧坂伝統的建造物群保存地区 (重要伝統的建造物群保存地区に選定)		昭和51年 (1976) 平成7年 指定拡大
都市計画法	・市街化区域:音楽堂周辺 (第二種住居地域, 12m第二種高度地区) ・市街化調整区域:音楽堂周辺以外		昭和31年 (1956)
屋外広告物法／ 京都市屋外広告物等に関する 条例	・屋外広告物禁止地域		昭和35年 (1960)
京都市眺望景観創生条例	・近景デザイン保全区域		平成19年 (2007)
文化財保護法	・埋蔵文化財包蔵地	・知恩院境内 ・祇園遺跡 ・八坂神社 ・高台寺境内(雲居寺跡)	-
	・国指定重要文化財	・安養寺慈鎮和尚塔	昭和35年 (1960)
都市公園法／ 京都市都市公園条例	・都市公園円山公園		昭和31年 (1956)

<sup>23</sup> 昭和45年(1970)に京都市風致地区条例の制定により指定区域に細分化

<sup>24</sup> (旧)都市計画法に基づき、昭和5年(1930)に東山風致地区に指定



### (1) 都市計画法／京都市風致地区条例

名勝円山公園及び周辺地域は、都市計画法に基づき風致地区（「東山風致地区」(約 2,577ha)）に指定され、京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め、風致地区内の建築物の新築、木竹の伐採その他の規制を行い、名勝円山公園及び周辺の風致景観を維持している。東山風致地区内において、名勝円山公園は、風致地区第1種地域（音楽堂周辺以外）と風致地区第2種地域（音楽堂周辺）に指定されており、さらに音楽堂周辺では、形態意匠等に特別に配慮が必要な地域として、一部、円山特別修景地域に指定され、地域の特性に応じた基準を設けることで、きめ細かな制限を行っている。

表 10 東山風致地区（円山公園関連部分）

<p><b>良好な景観の形成に関する方針</b></p> <p>○地区の風致特性及び維持すべき風致の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・円山公園及び八坂神社の一帯の趣のある沿道景観</li></ul> <p>円山公園及び八坂神社一帯では、青蓮院や知恩院、八坂神社及び円山公園などの変化に富む要素と東山山ろくの自然とが組み合わせられて、京都の代表的景勝地を作っている。これを取り巻く形で、神宮道を初め、蹴上から栗田・華頂などの地区や三条通周辺などの散策道沿いでは趣のある沿道景観が形成されており、これらの沿道景観の保全が重要である。また、この地域に点在する大規模建築物は、景観特性上重要な構成要素であることから、建築デザインや外構デザイン及び植栽の水準のなお一層の向上を図るものとする。</p> <p>○建築物等における修景の重点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・円山地区の趣のある沿道景観の保全</li></ul> <p><b>【円山特別修景地域】</b></p> <p>円山地区では、趣のある沿道景観を保全するため、建築物は、原則として和風外観であり、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀のいずれかを設けること。また、和風様式の料亭等が数多くあり、特に周辺環境との調和に留意すること。</p>
---

出典：京都市風致保全計画より抜粋

### (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

名勝円山公園及び周辺地域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域として、東山地区の一部に指定されている。なお、指定区域の大半が歴史的風土の保存において重要な部分を構成している地域であるとして、都市計画による歴史的風土特別保存地区に定められ、原則として現状変更行為を禁止し歴史的風土の保存を図っている。

表 11 東山歴史的風土保存区域

<p><b>歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱</b></p> <p>○東山地区</p> <p>本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稻荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。</p>
---

出典：京都市歴史的風土保存計画より抜粋

### (3) 文化財保護法／京都市伝統的建造物群保存地区条例

名勝円山公園のうち、西行庵及び西光院周辺は産寧坂伝統的建造物群保存地区に指定され、建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行い、併せて、良好な都市景観の整備を図っている。また、同地区は昭和 51 年（1976）に国の重要伝統的建造物

群保存地区に選定されている。

表 12 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

**保存地区内における建造物等の保存整備計画**

○建築物等の整備に当たっては、次に掲げる当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行う。

特性

八坂ノ塔、高台寺などの由緒ある社寺建造物、江戸時代末期から大正時代にかけての京町家等、それぞれに工夫のこらされた建造物が、産寧坂、二年坂の石段、折れ曲がった石畳の坂道、緑と土塀に囲まれた道などに沿って建ち並び、全体として京都らしい伝統的なたたずまいを示している。これらの伝統的建造物群も外観のまとまり、地形の変化などにより五つの区域に分けることができる。

そのうち、高台寺表門から円山公園までの区域は、高台寺塔頭群とその土塀が緑の中につらなり、数寄屋風の茶屋や門と塀のある和風邸宅が建ち並んでいる。

○保存整備計画

- ・伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、保存整備計画に定める基準により修理を実施する。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施する。
- ・伝統的建造物以外の建造物については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するように保存整備計画に定める基準に準じて修景を実施する。

出典：産寧坂伝統的建造物群保存地区保存計画より抜粋

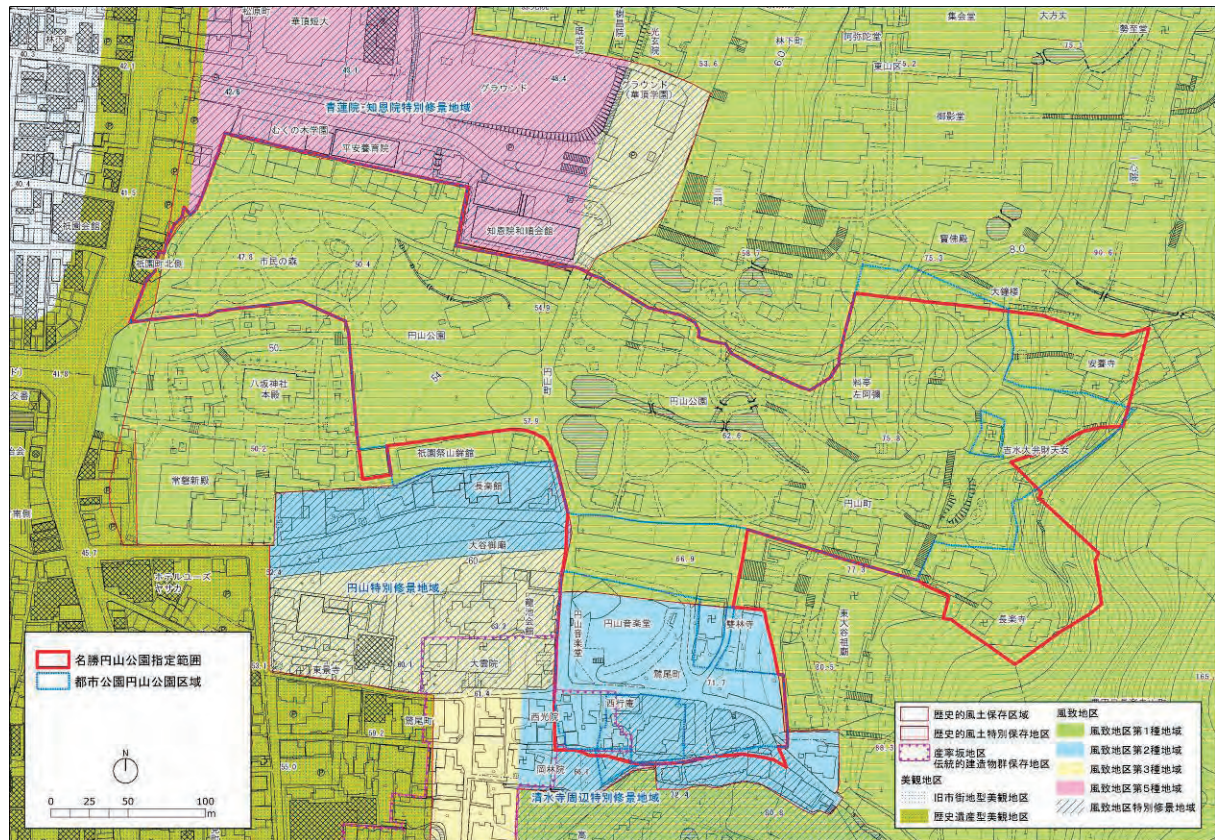


図 21 名勝円山公園 法規制状況

出典：京都市資料を基に作図



#### (4) 都市計画法

名勝円山公園及び周辺地域は、音楽堂周辺が都市計画による市街化区域に指定されている他、その他の区域は市街化調整区域に指定され、開発行為、建築行為を原則として禁止している。なお、音楽堂周辺の市街化区域は、主に住居の環境を守るための地域として第二種住居地域に指定されている。また、音楽堂周辺の市街化区域は、12m第二種高度地区にも指定されており、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を図っている。

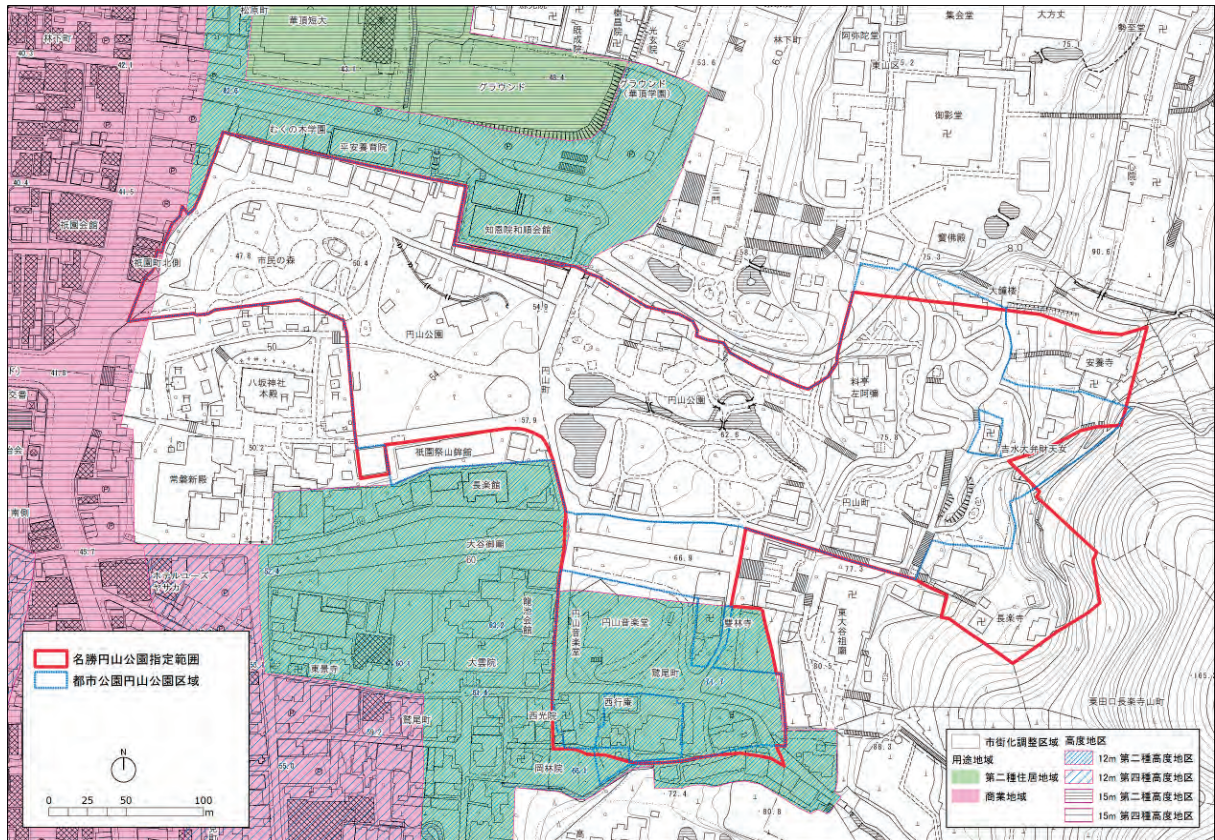
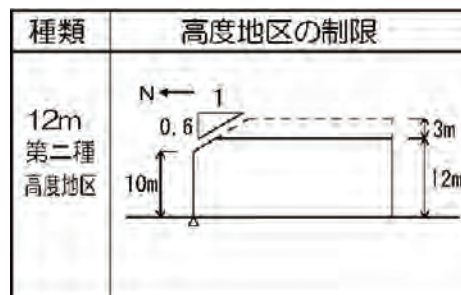


図 22 名勝円山公園 都市計画区域

出典：京都市資料を基に作図



※破線で示す範囲は、塔屋等の部分の高さを示しており、その高さを越える場合には、建築物の高さの最高限度から塔屋等の部分の高さを差し引き、破線部分の高さを収めたものが建築物の高さの最高限界となる。

図 23 高度地区の種別及び制限

出典：京都市都市計画局『京都市都市計画制限のあらまし』平成 23 年（2011）より抜粋



(5) 屋外広告物法／京都市屋外広告物等に関する条例

名勝円山公園では、昭和31年(1956)より屋外広告物法に基づいて制定した京都市屋外広告物等に関する条例により、屋外広告物等の規制と誘導が図られている。具体には、名勝指定範囲及び都市公園区域の全てが屋外広告物禁止区域となっている。

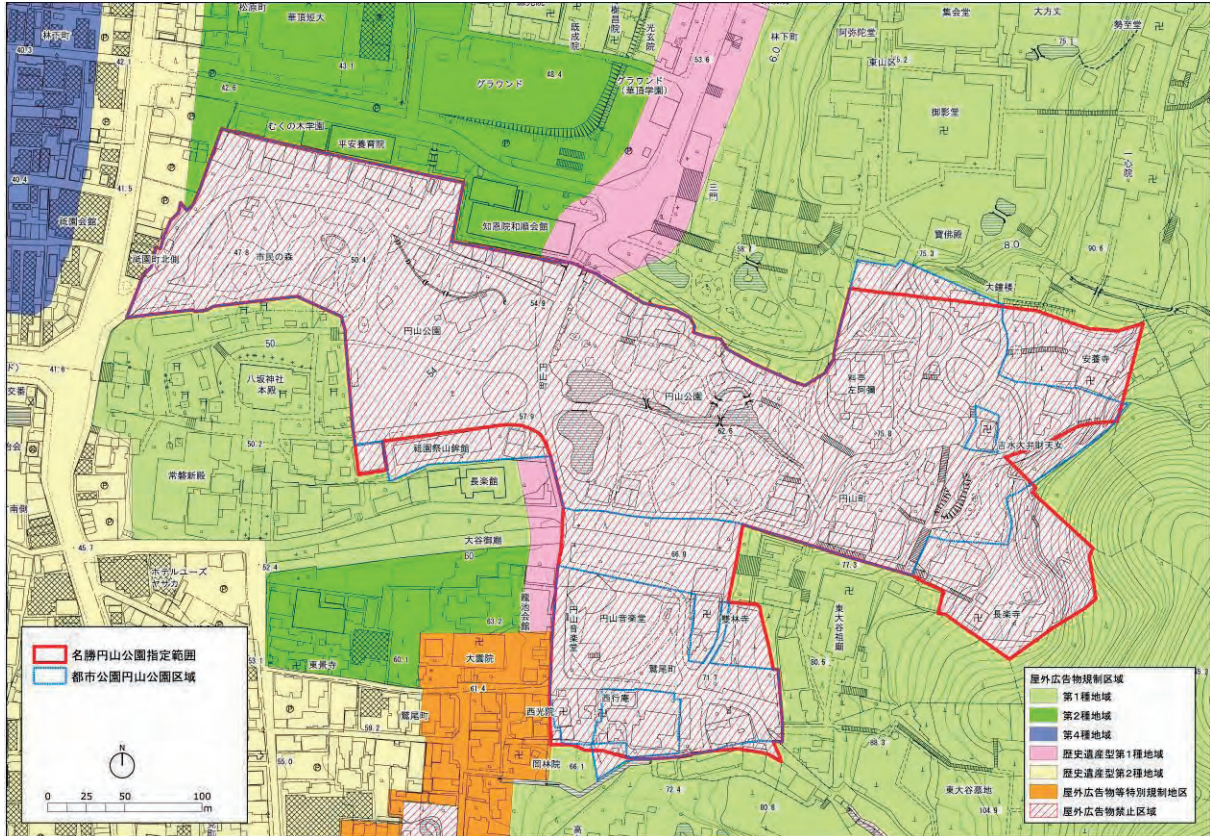


図 24 名勝円山公園 屋外広告物規制区域

出典：京都市資料を基に作図



## (6) 京都市眺望景観創生条例

京都市は、平成19年(2007)に京都市眺望景観創生条例を制定し、特定の視点場から特定の視対象を眺めるときに視界に入る建築物等の高さ、形態及び意匠について必要な事項を定めることにより、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承することを目的とした取組を進めている。

名勝円山公園全域が、「産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路」の眺望景観を保全するため、近景デザイン保全区域に指定されており、視点場から視認することができる建築物が優れた眺望景観を阻害しないようデザインについて基準が定められている。

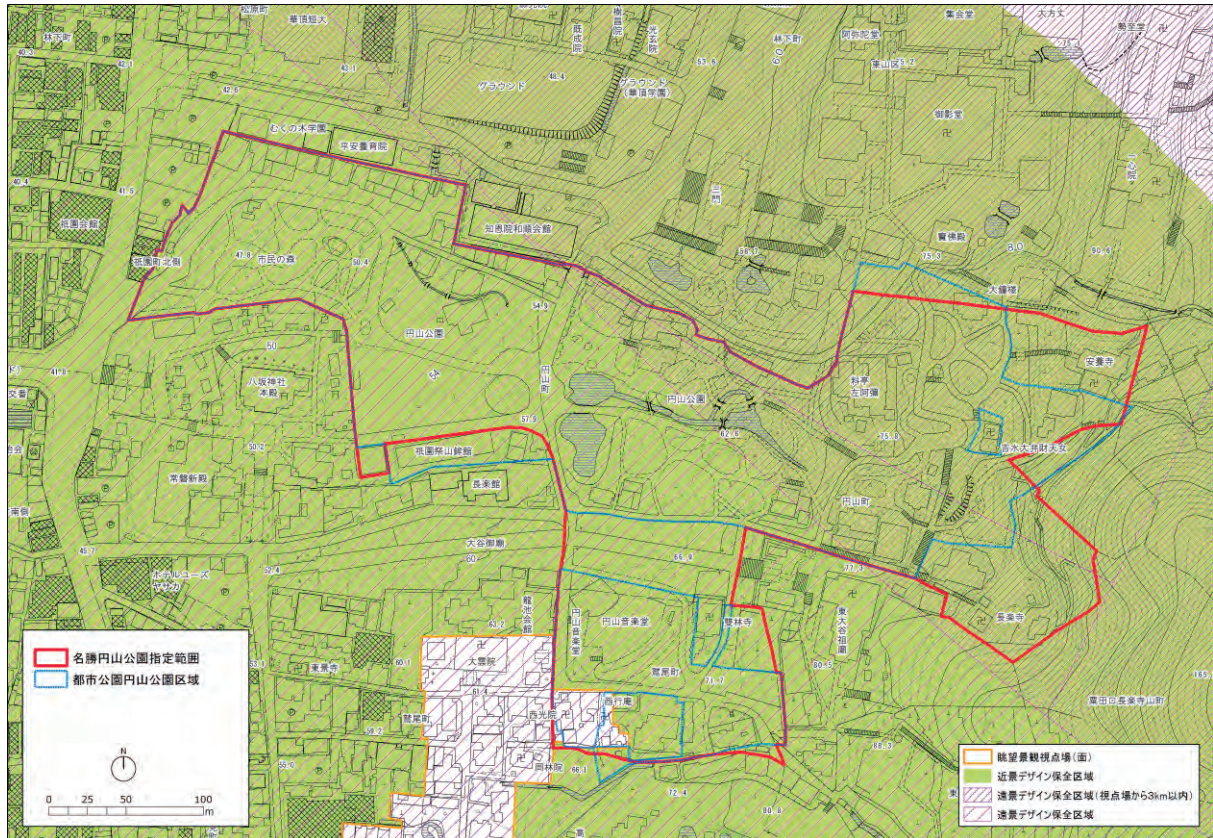


図 25 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路 近景デザイン保全区域

出典：京都市資料を基に作図

表 13 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

種別	視点場の位置 又は範囲	眺望景観保全地域		基準
		区域の種別	区域の範囲	
通りの眺め	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路	近景デザイン保全区域 約 164.3ha	産寧坂伝統的建造物群保存地区の地区界から水平距離 500m以内	1 建築物等は、産寧坂沿道の伝統的建造物群及びその背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根については、以下によること。 ア 特定勾配屋根とすること。 イ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないものとする。こと。 (4) 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。こと。 (5) 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。



## (7) 文化財保護法

### 1) 埋蔵文化財

名勝円山公園の区域内では、下表に示すように祇園遺跡、八坂神社と高台寺境内（雲居寺跡）が周知の埋蔵文化財包蔵地として台帳に記載されている。これらの遺跡内で公共事業を除く建設工事や開発工事等を行う場合、文化財保護法第93条に基づき、工事開始（60日前まで）に届出を行い、工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮し、調査（慎重工事、立会調査、試掘調査、発掘調査）を行う必要がある。

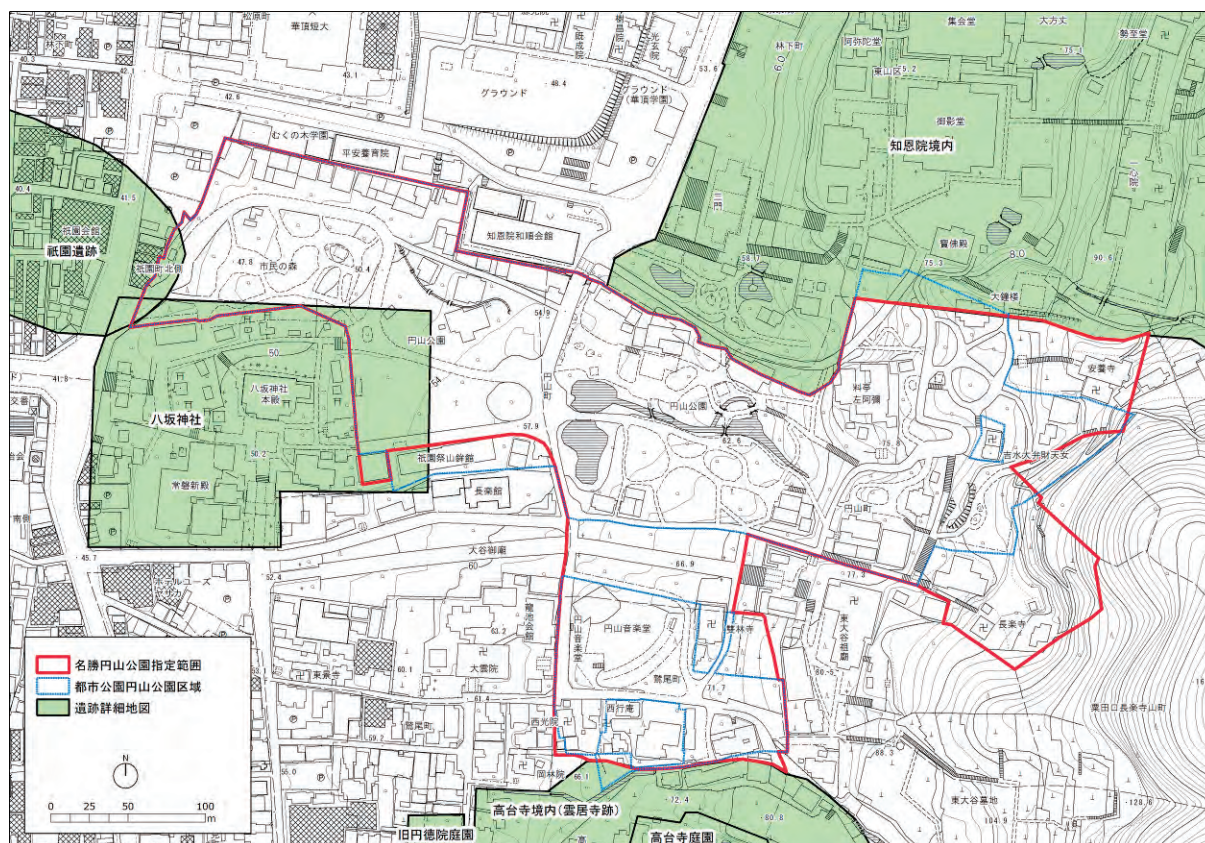


図 26 名勝円山公園周辺の遺跡詳細地図

出典：京都市資料を基に作図

表 14 史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地台帳（円山公園関連部分）

遺跡番号	名称	時代	種別	所在地	備考
523	知恩院境内	鎌倉	寺院跡	林下町・円山町・栗田口花頂山町	浄土宗総本山。浄土宗開祖の法然上人が坊舎を構えたのに始まり、同上人の入寂（建暦2年（1212））の地でもある。
524	祇園遺跡	室町	散布地	祇園町北側	中世の陶磁器類が出土。
525	八坂神社	奈良	神社	祇園町（北側・南側）	創立時期には諸説あるが、平安時代には奈良の興福寺を本寺として存在していた。明治以前は祇園社・祇園感神院と称する。
528	高台寺境内（雲居寺跡）	桃山	寺院跡	下河原町・榎屋町	豊臣秀吉の菩提を弔うために北政所が、慶長10年（1605）造営。境内は承和4年（837）桓武天皇の菩提を弔うために菅野真道が造営した雲居寺の推定地でもある。

出典：京都市資料



表 15 工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮した調査の内容

種別	調査内容
慎重工事	遺跡へ影響を及ぼさないよう慎重に工事し、遺構・遺物を発見した場合は連絡。
立会調査	ガス管敷設等の線掘り工事や遺跡に与える影響の小さな小規模工事について、掘削の際に調査員が立ち会う調査。
試掘調査	遺跡の有無や残存状況の確認、開発事業との調整、記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間や経費等の算定のために行う調査。
発掘調査	工事により遺跡が破壊される場合に実施する調査。

出典：周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）

## 2) 指定文化財

名勝円山公園周辺の主な指定文化財は計 51 件であり、国指定文化財が 32 件、府指定文化財が 8 件、市指定文化財が 11 件である。文化財の種類別にみると、建造物は 36 件、記念物は 11 件である。

その詳細は、高台寺に関連して史跡・名勝に指定されている高台寺庭園の他、観月台などの文化財が位置しており、さらに知恩院に関連して本堂、三門などの国宝、知恩院大鐘楼などの文化財が位置している。さらには、大雲院書院や祇園閣が登録有形文化財に指定されており、南北に文化財が連なっている。一方、東西には、登録有形文化財（建造物）として八坂神社本殿や八坂神社楼門等、八坂神社に関連した文化財が分布している。なお、名勝円山公園指定範囲内においては、安養寺宝塔が文化財に指定されている。

このように、名勝円山公園を含む八坂一帯には文化財が集積している状況がみてとれる。

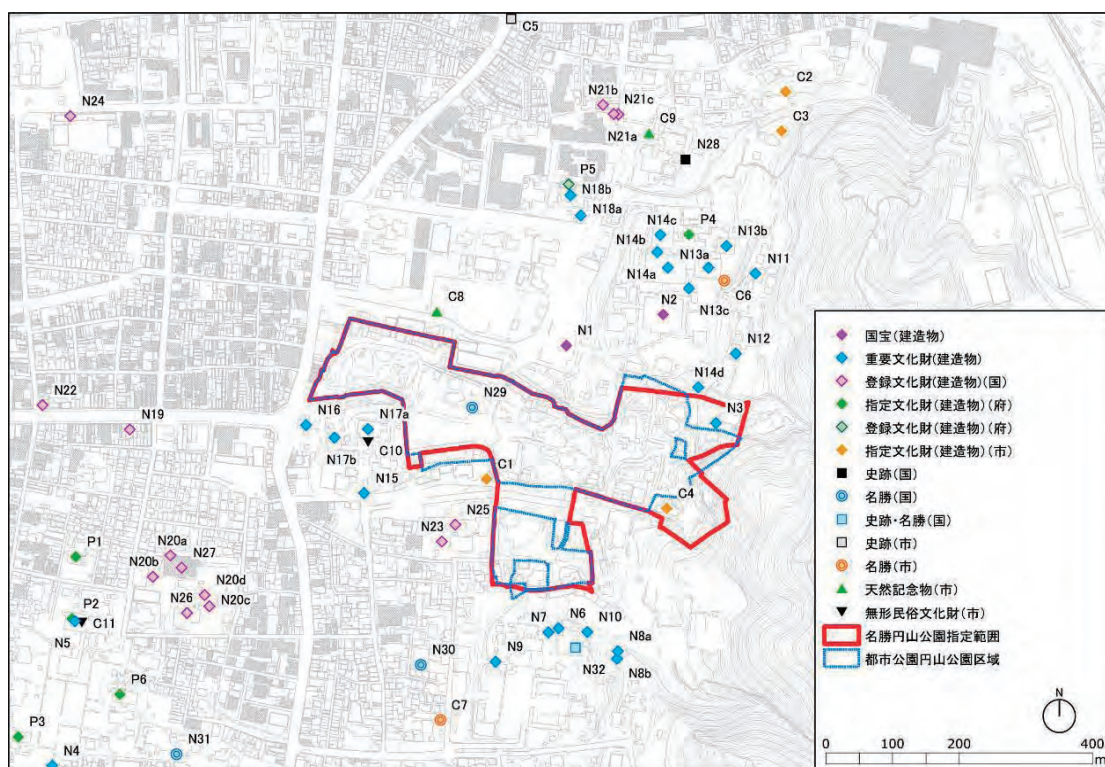


図 27 名勝円山公園周辺における指定文化財

出典：国指定文化財データベース，京都府及び京都市資料より作成

表 16 名勝円山公園周辺の主な指定文化財一覧

指定者	種別	名称	図面対象No	所有者	告示日	備考		
国	国宝	知恩院	三門	N1	知恩院	明治35年7月31日	平成14年5月23日付け国宝指定	
		知恩院	本堂（御影堂）	N2	知恩院	明治43年8月29日	平成14年5月23日付け国宝指定	
	重要文化財（建造物）	安養寺	宝塔	N3	安養寺	昭和35年2月9日		
		建仁寺	勤使門（矢の根門）	N4	建仁寺	明治35年7月31日		
		建仁寺	方丈	N5	建仁寺	明治32年4月5日		
		高台寺	開山堂	N6	高台寺	明治33年4月7日		
		高台寺	観月台	N7	高台寺	昭和28年8月29日		
		高台寺	傘亭（安閑箱）	N8a	高台寺	昭和11年4月20日		
			時雨亭	N8b				
		高台寺	表門	N9	高台寺	明治40年8月28日		
		高台寺	霊屋	N10	高台寺	明治33年4月7日		
		知恩院	勢至堂	N11	知恩院	明治32年4月5日		
		知恩院	経藏	N12	知恩院	明治33年4月7日		
		知恩院	大方丈		N13a	知恩院	明治43年8月29日	
				小方丈	N13b			
				唐門	N13c			
			集會堂	N14a				
		知恩院		小庫裏	N14b	知恩院	平成9年5月29日	
				大庫裏	N14c			
				大鐘樓	N14d			
				八坂神社	八坂神社石鳥居			
	八坂神社	八坂神社楼門	N16	八坂神社	明治41年4月23日			
	八坂神社	本殿		N17a	八坂神社	明治44年4月17日		
			末社蛭子社社殿	N17b				
	良正院	表門		N18a	良正院	昭和61年5月24日		
			本堂	N18b				
	登録有形文化財（建造物）	エンマ（旧村井銀行祇園支店）		N19	株式会社日興実業	平成10年9月2日		
		祇園甲部歌舞練場	玄関	N20a	学校法人八坂女紅場学園	平成13年8月28日		
			正門	N20b				
			別館	N20c				
			本館	N20d				
		パビリオンコート（旧山中合名会社美術館）	門	N21a	株式会社京都山中商会	平成15年12月1日		
洋館			N21b					
和館			N21c					
レストラン菊水			N22		平成9年5月7日			
祇園閣			N23	本山龍池山大雲院	平成9年12月12日			
旧京都市立有濟小学校太鼓望楼			N24	京都市	平成17年2月9日			
大雲院書院（旧大倉家京都別邸）			N25	本山龍池山大雲院	平成9年12月12日			
八坂倶楽部			N26	学校法人八坂女紅場学園	平成13年8月28日			
弥栄会館			N27	学校法人八坂女紅場学園	平成13年8月28日			
史跡	青蓮院旧仮御所		N28		昭和17年3月7日			
名勝	円山公園		N29		昭和6年10月21日			
	旧円徳院庭園		N30		昭和50年1月21日			
	壺洞院庭園		N31		昭和52年6月1日			
史跡・名勝	高台寺庭園		N32		昭和2年6月14日			
			指定件数 小計	32件				
府	指定文化財（建造物）	正傳永源院	本堂 1棟 附 中門	P1	正傳永源院	平成27年3月24日		
		建仁寺	法堂 1棟	P2	建仁寺	平成22年3月23日		
			浴室 1棟					
			大鐘樓 1棟					
			小鐘樓 1棟					
	薬神廟 1棟							
	西門 1棟							
北門 1棟								
向唐門 1棟								
庫裏 1棟								
禪居庵摩利支天堂 1棟			P3	禪居庵	平成8年3月15日			
知恩院	御廟堂 1棟	P4	知恩院	昭和62年4月15日				
	御廟唐門 1棟							
	御廟拜殿 1棟							
	鎮守堂 1棟							
	四脚門 1棟							
	南門 1棟							
	黒門 1棟							
	総門 1棟							
良正院鎮守堂 1棟			P5	良正院	昭和62年4月15日			
名勝	両足院庭園		P6		昭和60年5月15日			
			指定件数 小計	6件				
市	指定文化財（建造物）	長楽館 1棟 附 家具 30点		C1	個人	昭和61年6月2日		
		粟田神社	本殿 幣殿 附 棟札 2枚 拜殿	C2	粟田神社	平成8年4月1日		
		尊勝院本堂 1棟		C3	尊勝院	平成8年4月1日		
	長楽寺本堂 1棟		C4	長楽寺	平成19年3月30日			
	史跡	三条通白川橋東入五軒町（三条白川橋）道標 1基		C5		昭和62年5月1日		
	名勝	知恩院方丈庭園		C6	知恩院	平成2年4月2日		
		清水家十牛庵庭園		C7	株式会社ボックス・モリ	平成3年4月1日		
	天然記念物	知恩院のムクロジ		C8	知恩院	昭和58年6月1日		
		青蓮院のクスノキ		C9	青蓮院	平成10年4月1日		
	無形民俗文化財	おけらまじり		C10		昭和59年6月1日		
建仁寺四頭茶礼			C11	建仁寺四頭茶礼保存会	平成24年3月30日			
			指定件数 小計	11件				
			指定件数 合計	51件				

出典：国指定文化財データベース，京都府，京都市資料より作成



## (8) 都市公園法／京都市都市公園条例

### 1) 公園施設の設置基準

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。このような都市公園の性格から、公園敷地内の建築物によりその本来の機能に支障を生ずることを避けるため、都市公園法に基づき、都市公園の敷地面積に対する建築物である公園施設の建築面積の許容される割合（建ぺい率）の設置基準を2%としてきた。

本市においても、都市公園条例を制定し公園施設の設置基準を2%以下と定めたが、地域コミュニティの活性化や公園利用者の利便につながる施設を設置し、公園の魅力を向上させるため、5,000㎡以上の敷地面積を有する都市公園については、設置基準を4%以下と定めた。

平成26年度末現在、本市が管理する903箇所の都市公園は、そのほとんどにおいて公園施設の設置基準を満たしているが、円山公園（敷地面積86,641㎡）は便益施設等、公園の成り立ちの関係上、条例に定める設置基準（4%）を超えている。

表 17 京都市都市公園条例 公園施設の設置基準

公園施設の種別		法律及び 政令の基準	本市の基準	
			5,000㎡未満	5,000㎡以上
建築物		2%以下	左のとおり	4%以下
特例	休養施設、運動施設、教養施設、 備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設	+10%	左のとおり	
	開放性の高い休養施設等	+10%		
	休養施設又は教養施設のうち、 国宝や重要文化財等	+20%		
	仮設公園施設	+2%		

出典：京都市資料より作成

### 2) 都市公園円山公園に求められる機能等

円山公園は、都市公園法に基づく都市公園として、東山区民ふれあいひろばなどの行催事の場として活用されてきたが、良好な都市環境へ寄与する空間、広域避難場所としての都市の防災機能、音楽堂でのコンサートなど市民の憩いの場の形成、東山区や祇園四条地区の豊かな地域づくりへの寄与などの機能の充実が求められている。

さらに、平成28年（2016）の開園130周年、平成32年（2020）の東京オリンピックの開催に伴う、国内外からの来訪者の増加への対応を進めていくために、さらなる社会的役割を果たしていくため、利用の促進、管理運営体制の構築を検討している。

表 18 都市公園への要請と円山公園に求められる事項

項目	都市公園への要請	都市公園円山公園に求められること
良好な都市環境の拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化の防止</li> <li>・ヒートアイランド現象の緩和</li> <li>・生物多様性の保全、・緑地保全、・緑化推進</li> <li>・環境負荷の低減（省エネルギー、省資源）</li> <li>・再生可能エネルギーの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の保全によるヒートアイランド現象の緩和</li> <li>・公園管理に伴い発生した資源の有効活用</li> </ul>
都市の防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難地、避難経路の確保</li> <li>・延焼防止</li> <li>・復旧、復興の拠点の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難場所としての防災機能の充実</li> </ul>
憩いの場の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い年齢層の自然とのふれあいの場提供</li> <li>・レクリエーション活動拠点の確保</li> <li>・健康運動拠点の確保</li> <li>・文化活動拠点の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四季の彩りを感じることができる場の提供</li> <li>・音楽堂でのコンサート、市民の森におけるイベント開催など、文化活動拠点の活用促進</li> </ul>
豊かな地域づくりへの寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地のにぎわいの場の創出</li> <li>・地域の歴史的、自然的資源を活用した観光振興拠点の形成</li> <li>・地域間交流、連携拠点の確保</li> <li>・快適で個性豊かな地域づくりへの寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円山公園周辺地域と連携した地域振興拠点の形成</li> <li>・平成 28 年（2016）の開園 130 周年を契機とした魅力的な公園づくり</li> </ul>
観光振興への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な観光拠点の創出</li> <li>・来園者数の増加、リピーターの獲得</li> <li>・宿泊観光の促進</li> <li>・修学旅行の誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝公園を活かした魅力ある観光拠点の創出</li> <li>・便益施設等、多様な公園機能による来訪者数の増加、リピーターの獲得</li> </ul>
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日旅行の促進（ビジットジャパン）</li> <li>・多言語化表記への対応</li> <li>・国際競争力のある魅力ある観光地の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 32 年（2020）の東京オリンピック開催を契機とした、外国からの来訪者への対応</li> <li>・多言語化表記解説板の設置など、外国からの来訪者をおもてなしできる空間の整備</li> </ul>
情報化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新情報機器の導入</li> <li>・スマートフォン、タブレットの普及に対応した情報発信</li> <li>・ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の IT 技術を活用した公園情報の発信や新たな公園の活用策の検討</li> </ul>
少子高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインへの対応</li> <li>・新たな生きがいや生涯学習など、高齢者が活躍する場の提供</li> <li>・子育て世代への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー動線の確保、歩車分離等による安心で安全な公園づくり</li> <li>・生涯学習や環境教育の場の提供</li> </ul>
財政状況への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた財源の効果的な活用</li> <li>・戦略的な財政運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理費の財源の確保</li> <li>・公園の収益力の向上</li> </ul>

## 第2項 現況の把握

### (1) 周辺地域の現況

#### 1) 立地

円山公園内の往来は、八坂神社から圓山山麓、青蓮院・知恩院から高台寺への往来が主であり、京都市広域からみても八坂の一角として極めて好立地にある。

公共交通機関としては、市営地下鉄東西線の三条京阪駅・東山駅、京阪祇園四条駅、阪急河原町駅と3種の経路と近接している。市バスは、祇園が最寄のバス停であり、東大路通と四条通を路線とする数多くの系統のバスが運行しているため、昼夜を問わず便数、利用者共に多い。

表 19 京都駅からの名勝円山公園へのアクセス

区分	路線	最寄駅及び最寄のバス停
電車	市営地下鉄東西線	三条京阪駅, 東山駅
	京阪電車	祇園四条駅
バス	市営バス (100 系統, 206 系統)	祇園

出典：京都市資料より作成

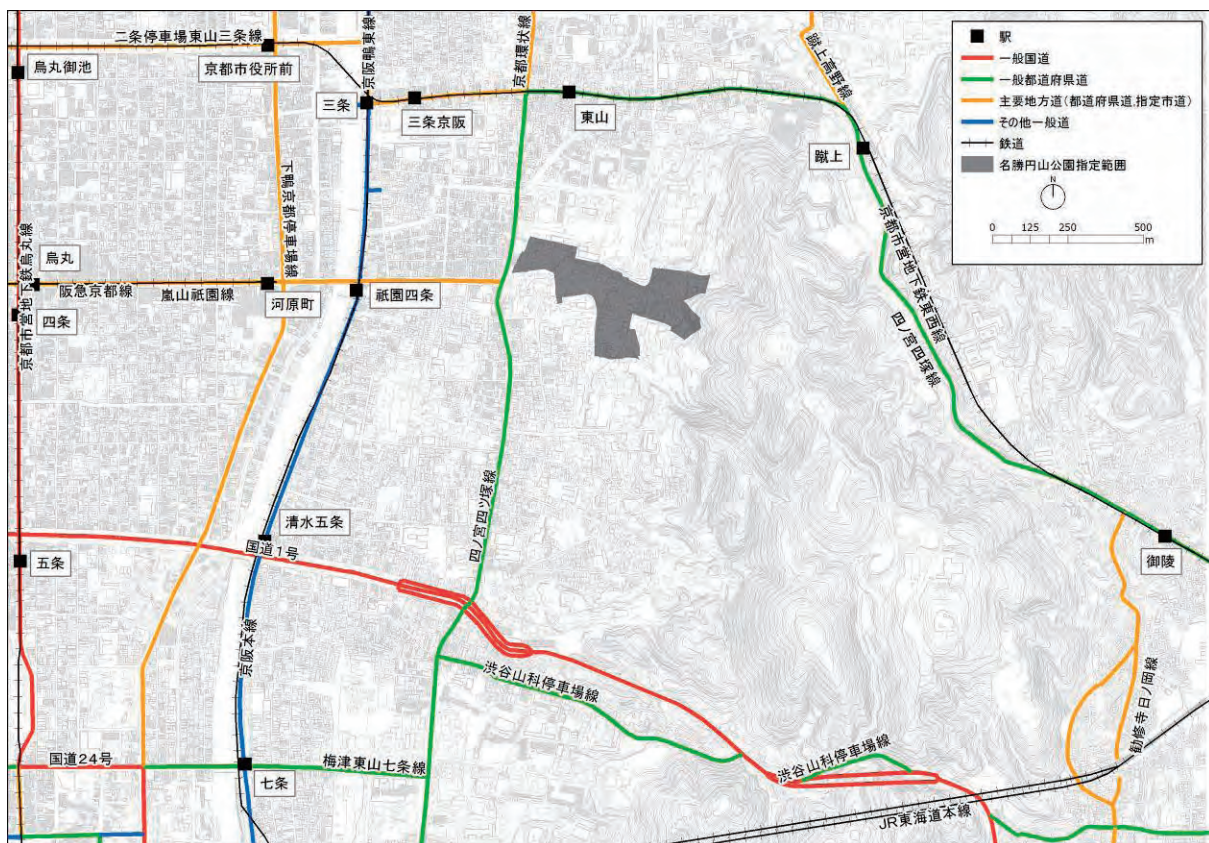


図 28 名勝円山公園の交通網

出典：京都市資料を基に作図



## 2) 背景となる東山山麓

円山公園の背景となる東山山麓の森林は、国有林或いは民有林である。東山山麓の森林は昭和初期までアカマツ林が広がっていたが、昭和 39 年（1964）に発生した松くい虫被害が深刻化した結果、シイ林が拡大している。



図 29 東山山麓の国有林の現況

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成 22 年（2010）

また、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラやシイが集団的に枯損するナラ枯れ被害が、平成 17 年（2005）に東山山麓に位置する高台寺山国有林内において市内で初めて確認され、その後被害が拡大したが、平成 24 年（2012）の被害調査において被害本数の減少傾向が確認されている。

なお、名勝円山公園の背景となる森林域は含まれていないが、東山国有林では、日本文化の再生に向けて、「東山風景林」（190ha）を対象として、広範な関係者の参加を通じ、東山国有林の文化的価値について情報発信を行うとともに、森林整備・景観対策の実施を目的とした「京都伝統文化の森推進協議会」を運営している。当協議会では、シイ林に移行しつつある東山風景林について、専門家の知見をふまえながら、長期的な森林作りの方向を議論し、具体的な森林整備活動を実施している。このように、国有林をはじめとした東山山麓では、現在、国、市などが連携しながら、アカマツ林の再生や、ナラ枯れ被害の拡大防止、被害地の復旧対策などによる健全性の確保など、各種取組が進められている。



図 30 ナラ枯れ被害木の処理状況

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成 22 年（2010）

## (2) 名勝円山公園の現況

### 1) 地形・地割

#### (ア) 地形

円山公園は、京都市東山区の北端に位置し、青蓮院・知恩院を介して左京区に近接している。その東山山麓を越えると県境となり、その先は滋賀県大津市である。円山公園を東西方向に見ると、東山山麓から市街地へと高低差約70mのなだらかな自然地形となっており、東山山麓からは市街地を俯瞰、市街地からは東山山麓を見渡すことができる。

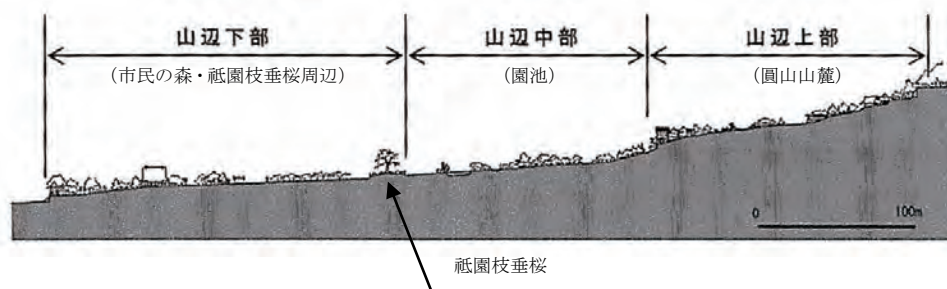


図 31 名勝円山公園の地形（東西方向）

出典：出村嘉史『京都東山山辺における近代以降の景観変容に関する研究』平成15年（2003）、126頁に加筆

#### (イ) 地割

名勝円山公園は、圓山山麓<sup>25</sup>の江戸期に安養寺境内を中心として賑わいをみせていた区域、武田五一と植治によって整備された庭園区域（以下「園池」という）から祇園枝垂桜周辺と市民の森に至る区域、音楽堂と雙林寺を中心とする区域、東大谷祖廟に至る参道を中心とする区域の4つの地割に区分できる。

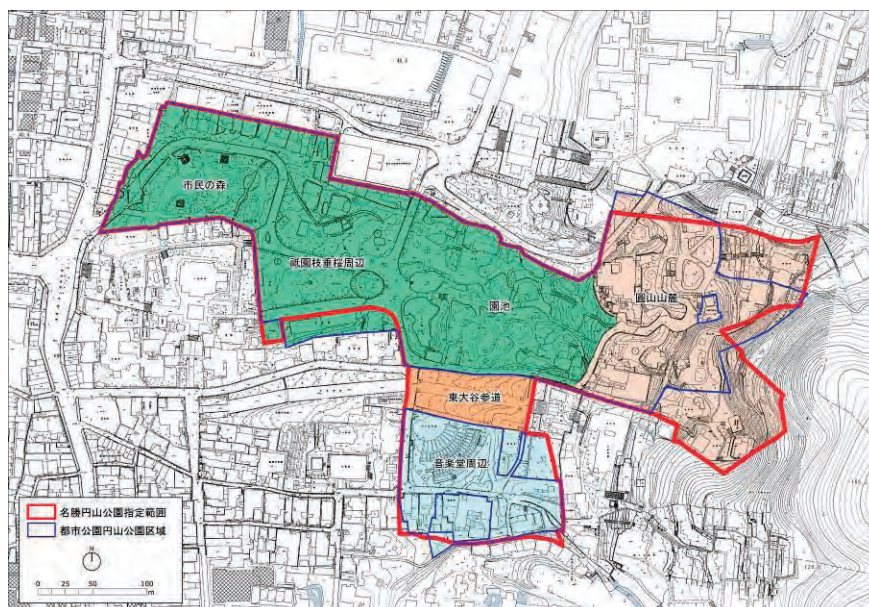


図 32 地割の現況

出典：京都市資料を基に作図

<sup>25</sup> 円山公園東部は、東山三十六峰のうち円山に位置し、花洛名勝図会等の近世資料では当山を圓山と表記している。



## 2) 水系

名勝円山公園の水系には、流れと2つの水路がある。流れは、明治・大正期にかけて武田五一と植治が改良工事の際に整備したものであり、公園内には、その流れに水を供給する井戸取水ポンプと暗渠管が設置されている。水路は、ひょうたん池から市民の森につながる水路と、八坂神社から市民の森につながる水路であるが、現況としては、後者の水路に水は流れていない。

武田五一と植治が改良工事により整備した園池は、公共造園という新たな領域に取り組んだ進歩性あふれる作品とされている。特に、第二疏水の豊富な水を利用して、自然風の溪谷が滝石組によって表現され、流れを通じてひょうたん池までにつながる。さらに、流れに沿って、護岸石組や石燈籠などの石組・景石と、沢飛びや飛石を含む園路、橋、樹木や草本が配されている。現況としては、取水施設老朽化により疏水からの取水を平成5年(1993)に休止し、水源を地下水に変更したため、水量の減少や良好な水質の確保が困難になっている。

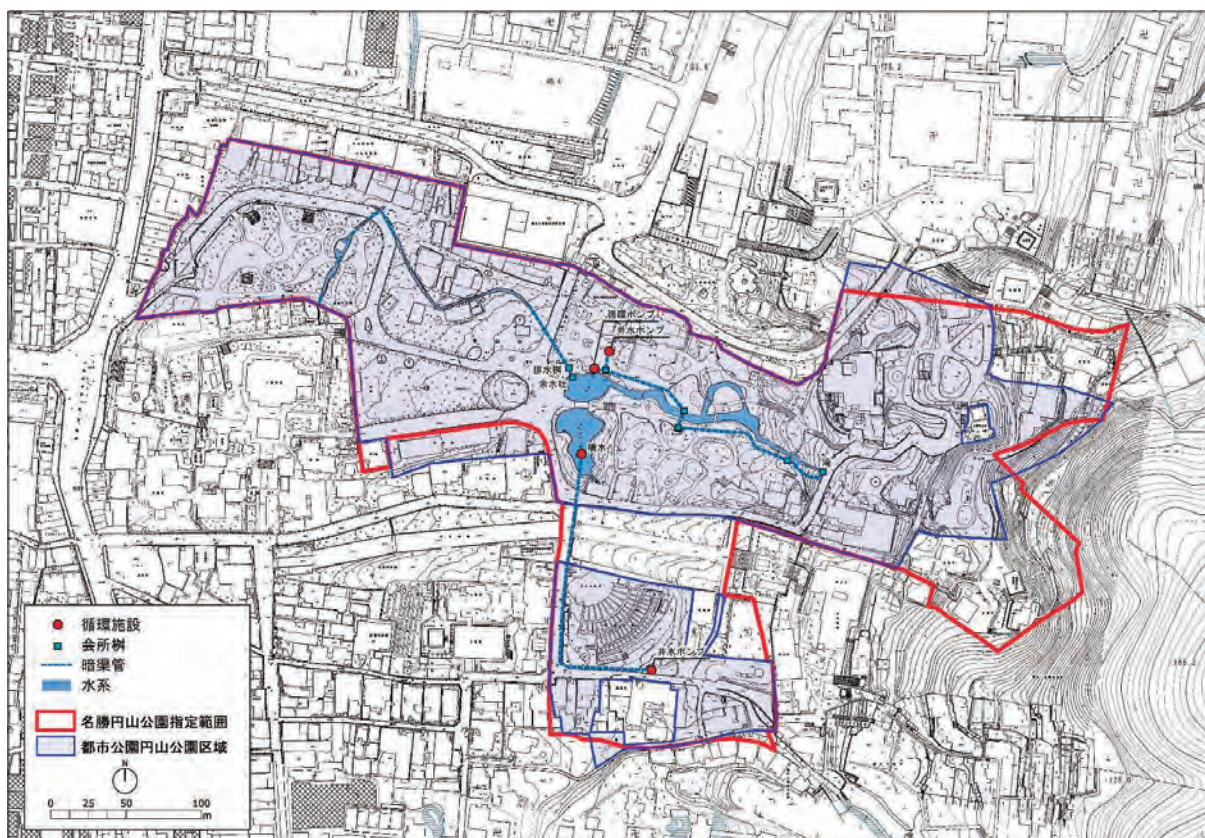


図 33 水系の現況

出典：京都市資料を基に作図



### 3) 園池の石組・景石

円山公園には、多くの石組・景石が設置されており、特に、下図のとおり、武田五一と植治により整備された園池において顕著にみられる。なだらかな地形のなか、水系、石組・景石、園地、植栽等が一体となった水景が、名勝円山公園の代表的な風致景観となっている。

その一方で、現況としては、限られた費用のなかで管理を行っているため、植栽の繁茂によって景石等、流れ、ひょうたん池、園地との連続する視認性が損なわれている。

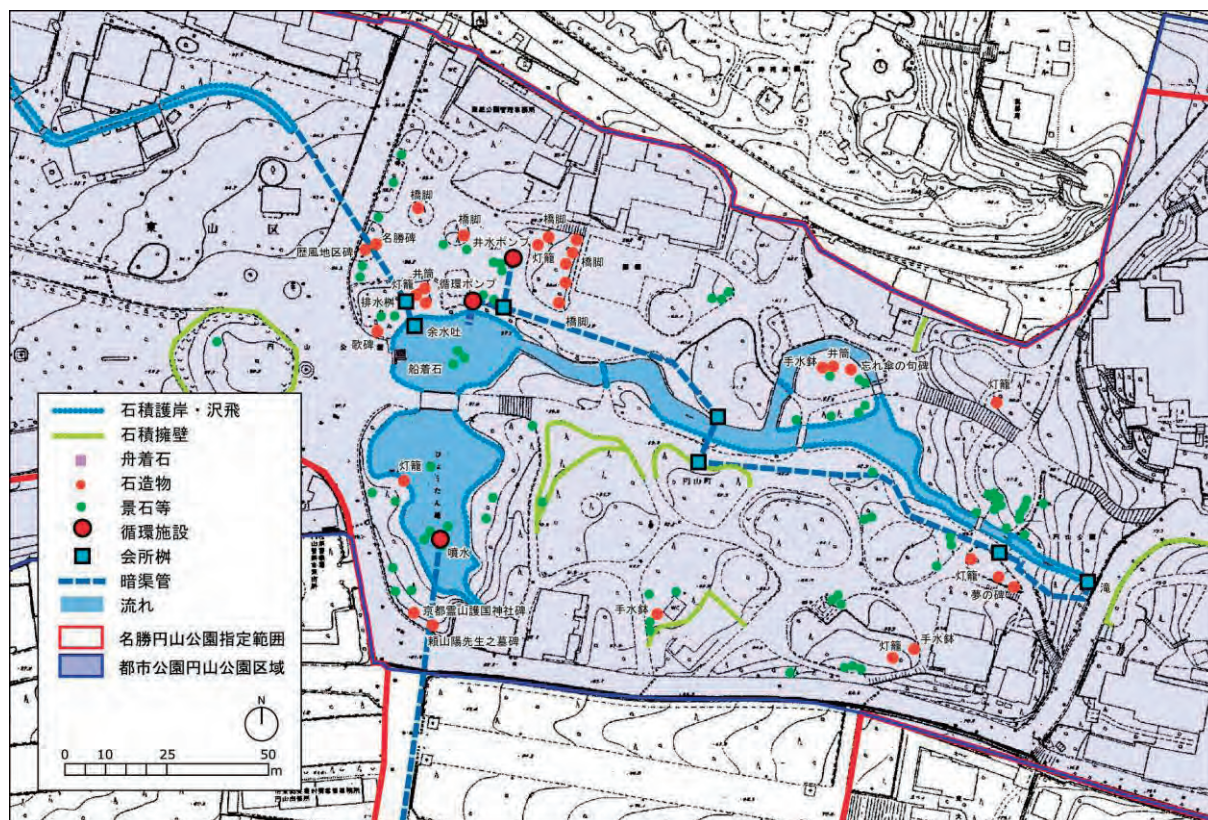


図 34 園池の修景施設（水系・石組，石造物等）の現況

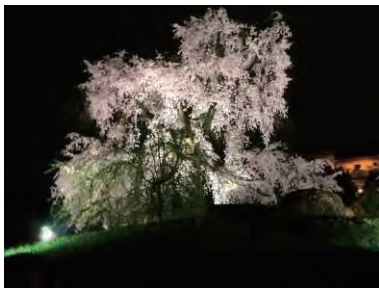
出典：京都市資料を基に作図



#### 4) 植栽

名勝円山公園は、春は祇園の夜桜、秋はモミジとマツが織り成す景観をつくりだしてきたことが特徴である。高木を樹種別でみるとサクラ類が最も多く、シダレザクラと合せると高木全体の約37%を占めている。シダレザクラについては、祇園枝垂桜を代表として32本を数える。また、高木のうち、シイ・カシ類、クスノキ等の常緑広葉樹と、エノキ等の落葉広葉樹の占める割合(約29%)も高く、特に圓山山麓や祇園林周辺に多く分布している。

低木は、明治・大正期にかけて武田五一と植治による改良工事以降、公園管理の中で、修景や人止めとしての役割を目的に、サツキやウバメガシを補植してきた。



祇園の夜桜



圓山山麓の高木



祇園林周辺の高木



園路石段沿いの植栽



中島支流沿いのカキツバタ



ひょうたん池のカキツバタ

名勝指定以降、流れ沿いなどの植栽の補植に努めてきた一方で、経年変化のなかで、繁茂による景石の視認性の悪化、流れ、園路、園地の連続性の分断などの現況も確認できる。

また、流れに堆積した土砂に草本や地被類が繁茂し、流れの石が隠れている。



石造物の視認性の悪化



低木繁茂による連続性の分断



流れに繁茂する地被類





図 35 樹木 (高木) の現況

出典：京都市資料を基に作図



## 5) 構造物及び建造物

円山公園における主な構造物及び建築物等を整理すると下表のとおりであり、修景施設、休養施設、教養施設、管理施設、便益施設以外に、公園施設以外の施設として地下駐車場を設置している。

表 20 円山公園における主な構造物・建造物等一覧

種別	主な公園施設等
修景施設	銅像（坂本龍馬・中岡慎太郎像 <sup>※</sup> 、働く少年像 <sup>※</sup> 、中井弘像 <sup>※</sup> ）、 石碑（寺井玄溪）、歌碑（太田久太郎歌碑、祇園小唄歌碑）、 構造物（ラジオ塔、時計塔、飲水鉢）、 藤棚（2基）
休養施設	四阿（4基）、ベンチ
教養施設	音楽堂
管理施設	柵類（武田五一がデザインした砲弾型の人止め柵、車止め、 銅像防護柵 <sup>※</sup> 等）、 石積、土止め、サイン類（周辺地図、注意喚起等）、 銘板（百万本植樹達成記念） <sup>※</sup> 、照明灯
便益施設	便益施設（飲食店他）、 年末年始・花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店、 公衆トイレ（事務所西 <sup>※</sup> 、藤の棚東 <sup>※</sup> 、銅像前東 <sup>※</sup> 、一休庵前 <sup>※</sup> 、 祇園石段下 <sup>※</sup> 、弁天堂前 <sup>※</sup> ）、 公衆電話棟
公園施設以外の施設	地下駐車場

※ 都市公園法第5条第1項の規定により設置を許可した公園施設

出典：京都市資料より作成

### (ア) 修景施設

主な修景施設には、都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が許可を受け設置した公園施設も含まれ、円山公園の歴史的文化的経緯を知ることができる施設も含まれる。

このなかには、坂本龍馬・中岡慎太郎像、働く少年像、中井弘像があり、いずれも設置許可されたものである。

昭和9年（1934）に建てられた坂本龍馬・中岡慎太郎銅像は、第二次世界大戦に伴う供出により失われた。その後、昭和37年（1962）に高知県人会により再建されて現在に至る。

また、寺井玄溪の石碑、太田久太郎歌碑、祇園小唄歌碑なども公園施設として設置許可されている。

京都市が設置した主な公園施設としては、昭和7年（1932）のNHK京都放送局開局の際に、ラジオの普及のために設置されたラジオ塔や藤棚、飲水鉢等の工作物がある。なお、現在設置しているラジオ塔は、昭和57年（1982）のNHK京都放送局50周年を機会に修復されたものである。

時計塔は、円山公園ひょうたん池の畔に昭和60年（1985）に寄贈された。この初代時計塔は、経年劣化により、平安建都1220年の節目に当たる平成26年（2014）に天神川ライオンズクラブの寄贈によって二代目に更新された。



出典：京都新聞社資料



出典：天神川ライオンズクラブ資料

図 36 ラジオ塔 (左) と時計塔 (右)

### (イ) 休養施設

公園管理者が設置した休養施設として、四阿が4基とベンチが公園の各所に設置されているが、経年変化のなかで休養施設の一部にき損や老朽化がみられる。

### (ウ) 教養施設

教養施設として、公園南部に昭和2年(1927)に開堂した音楽堂が設置されており、約2,500名を収容する施設として、コンサートをはじめとした各種文化事業が開催されている。

### (エ) 管理施設

管理施設としては、柵類、石積、土止め、サイン類、銘板、照明が設置されている。

管理施設のなかには、武田五一がデザインした砲弾型の人止めなど、公園改良時の名残を感じることができる施設が残っている一方で、石積、土止めなど、名勝指定以降に追加されたものがある。また、サイン類の一部には、き損や老朽化が確認される。

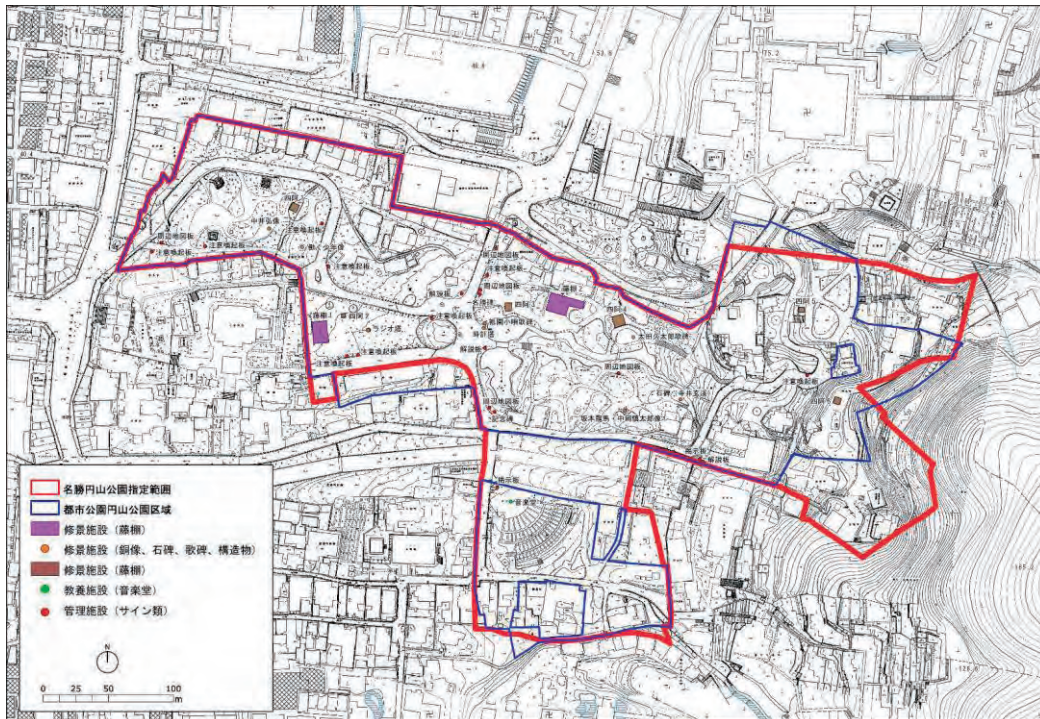


図 37 主な修景施設、休養施設、教養施設及び管理施設等の現況

出典：京都市資料を基に作図



(オ) 便益施設

a 飲食店他

都市公園円山公園は、明治以前に創業した料亭など、伝統的な京都の食文化を楽しむことができる飲食店他、40件程度の便益施設が所在する。しかしながら、これら便益施設の立地によって、都市公園法及び都市公園条例で規定する建ぺい率4%を超えている。

表 21 都市公園円山公園における便益施設のうち飲食店他

種別	件数	備考
飲食店	31件	飲食店の大半が京料理等の和食店。甘味や洋食も一部含む。
教養施設	2件	西行庵、芭蕉堂
石碑	1件	道元禅師茶毘御遺跡塔
旅館	7件	
その他	3件	

出典：京都市資料より作成

b 公衆トイレ

公衆トイレは、6棟設置されており、そのなかの吉水弁財天女に隣接する公衆トイレ（下図のトイレ6：弁天堂前）は、およそ100年前に建設されたものであり、優れた建築意匠を今に残している。

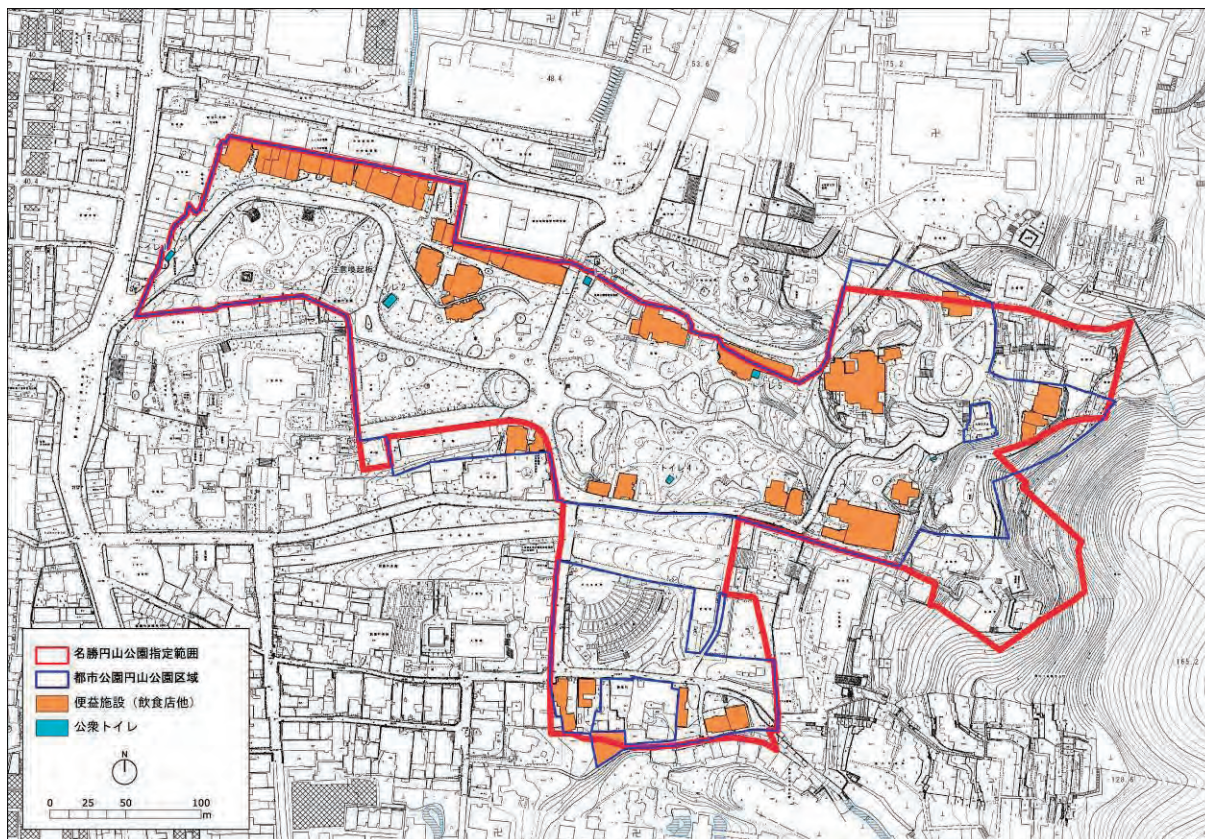


図 38 便益施設等の現況

出典：京都市資料を基に作成



## 6) 園路

円山公園の園路は歩行者の利用を主とするが、その一部は、自動車も通行する。

車によるアクセスは、市民の森の地下駐車場を利用する方法が中心となる。さらに、圓山山麓の便益施設等へは、自動車通行が可能となっている。

また、円山公園は、市の広域避難場所として位置付けられているため、災害時における避難場所の確保が必要である。

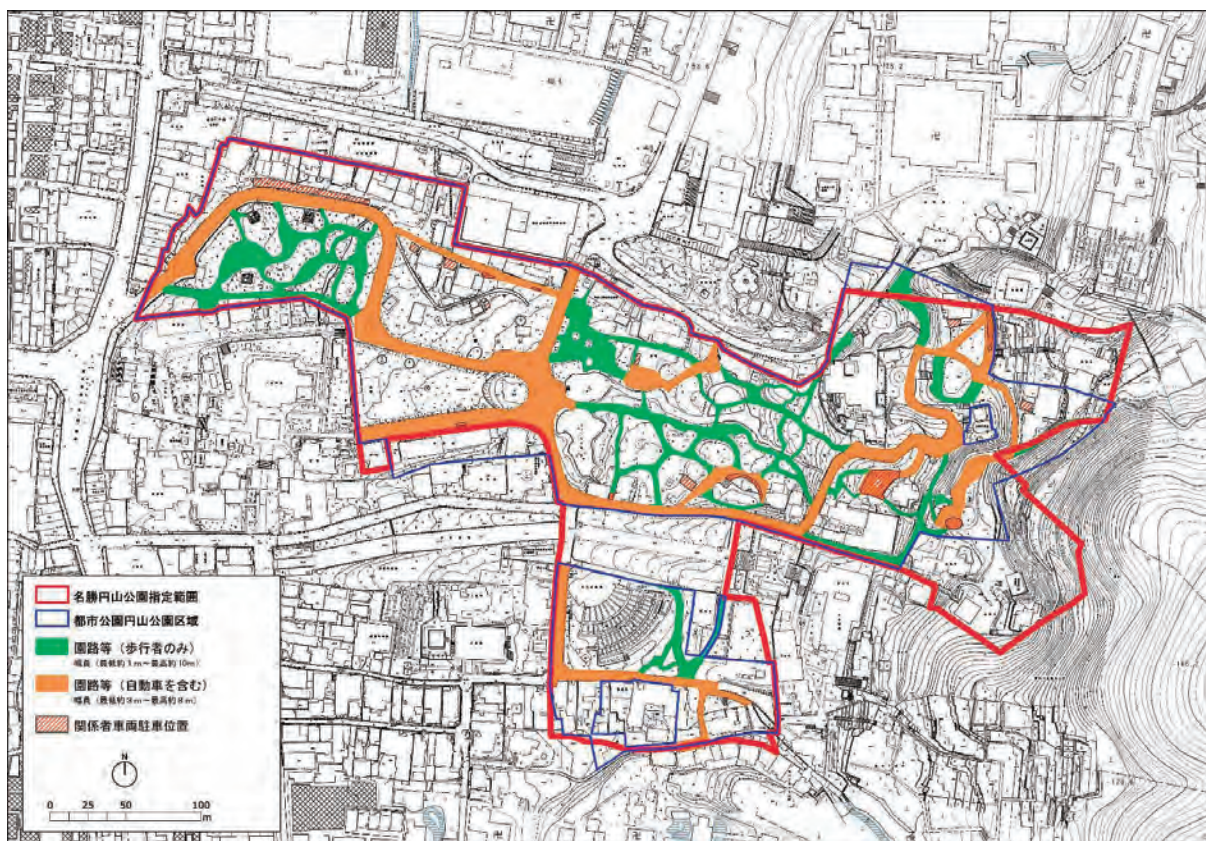


図 39 園路等の現況

出典：京都市資料を基に作図

### 第3項 景観の変容の把握

本項では、名勝円山公園の保存管理に当たって、その景観がどのように変容してきたのかを把握するため、名勝指定範囲とその周辺地域の土地利用に係る景観の変容、名勝円山公園の背景となる東山山麓に係る景観の変容及び名勝指定範囲内の景観の変容を整理した。

#### (1) 周辺地域を含む土地利用に係る景観の変容

明治期から昭和初期にかけての円山公園及び周辺の土地利用を示す古地図から、景観の変容を把握した。

それら古地図からは、公園開設以前より八坂の一角として往来の要所であったこと、知恩院・青蓮院から清水寺・高台寺へ、八坂神社から圓山山麓にある安養寺に至る道が描かれていることが把握できる。特に、明治39年(1906)の也阿弥ホテルの全焼等を契機に明治41年(1908)に着手された公園第2次拡張以前は、圓山山麓に吉水温泉や也阿弥ホテルが描かれていることから、現状とは異なり、八坂神社から祇園枝垂桜、真葛ヶ原を通り、圓山山麓に至る移動ルートが主要ルートであったことが伺える。

第2次拡張を終えた明治から大正期にかけて、まとまった地域の土地所有権を取得した円山公園では、武田五一と植治による公園改良工事が行われた。それ以降の円山公園を描いた古地図には、従来からの八坂の一角として往来の要所としての役割を果たしながらも、公園として、真葛ヶ原、現在の園池の箇所に整備された、圓山山麓の滝口からひょうたん池に至る流れを中心に、市民の森や音楽堂など、様々な改良工事を行いながら、より多くの市民や来訪者が利用できる場を提供してきたことが把握できる。

#### 1) 公園開設以前～公園開設直後(明治14年(1881)～)

##### (ア) 京都市組分細図

内容年代：明治14年(1881)

成立年代：明治14年(1881)

- ・円山公園開設(明治19年(1886))以前の内容であり、現公園地は原野として表されている。
- ・枝垂桜とみられる桜は、八坂神社境内に描かれている。
- ・山麓部には、明治6年(1873)開業の吉水温泉の楼閣が描かれる。



出典：国際日本文化研究センター所蔵

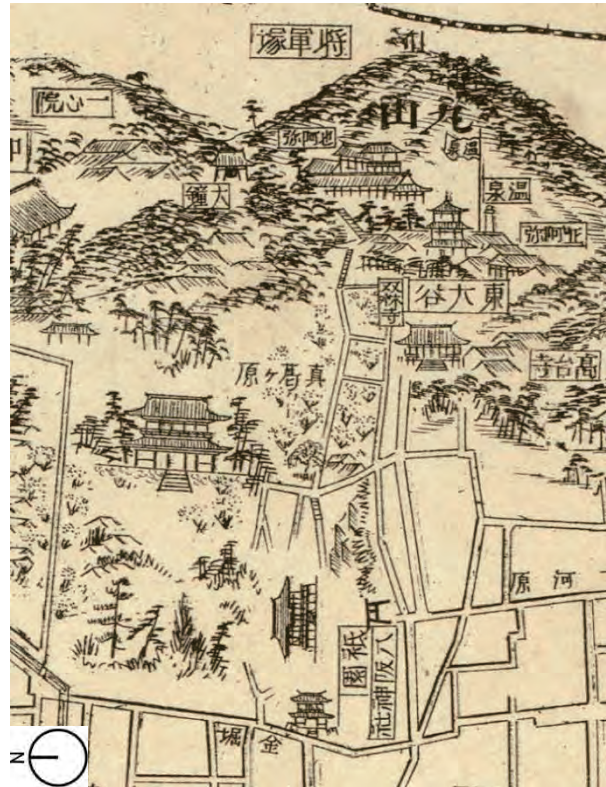


## (イ) 京都市図

内容年代：明治 28 年（1895）

成立年代：明治 28 年（1895）

- ・円山公園開設後（明治 19 年（1886））の内容であるが、公園の表記はなく、代わりに「真葛ヶ原」と記されている。
- ・真葛ヶ原には八坂神社と山麓を結ぶ道路が整備され、樹木が植栽されている。
- ・八坂神社との境界部に、祇園枝垂桜とみられる桜が描かれている。
- ・山麓部分には吉水温泉の楼閣と共に、也阿弥ホテル（明治 12 年（1879）開業）が描かれる。也阿弥ホテルは、明治 27 年（1894）の増築箇所を含めて二箇所を描かれている。



出典：国際日本文化研究センター所蔵

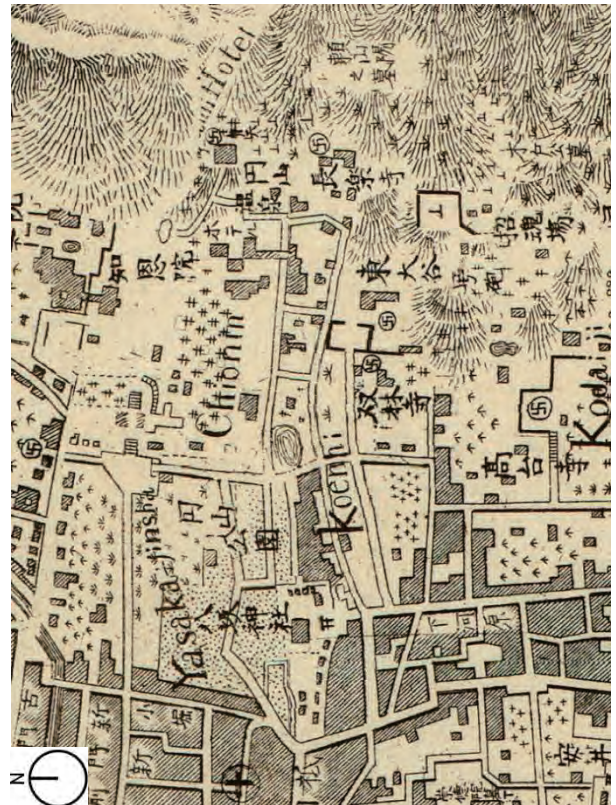
## 2) 第 1 次拡張及び整備後（明治 25 年（1892）～）

### (ア) 實地測量京都市全圖

内容年代：明治 35 年（1902）

成立年代：明治 35 年（1902）

- ・円山公園第 1 次拡張及び整備後（明治 25 年（1892）～明治 27 年（1894））の内容。「円山公園（Koen）」の表記がみえる。
- ・地図上で円山公園とされるのは、八坂神社東側及び北側一帯（現在の枝垂桜周辺及び市民の森一帯）となっている。
- ・新たに池（現在のひょうたん池南部分）が整備されている。
- ・公園地と山麓の間は、建物と樹木が描かれている。



出典：国際日本文化研究センター所蔵

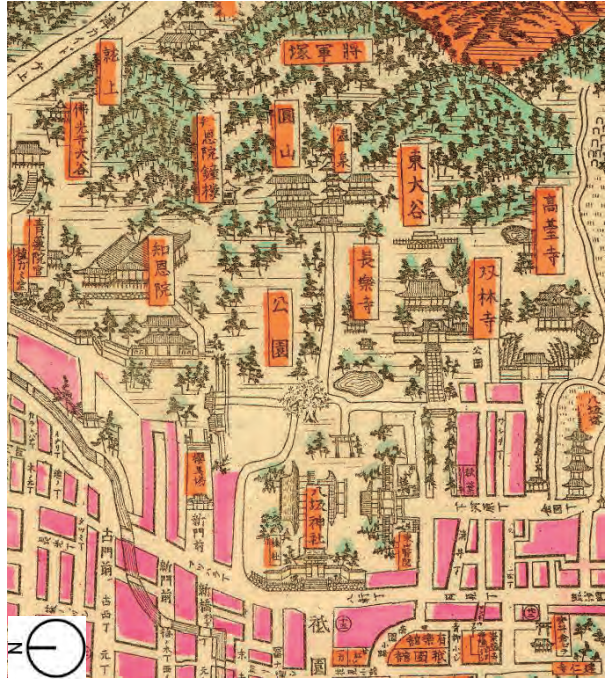


### (イ) 新版京都地圖

内容年代：明治 38 年（1905）

成立年代：明治 38 年（1905）

- ・円山公園第 1 次拡張及び整備後（明治 25 年（1892）明治 27 年（1894））の内容。「公園」の表記がみえる。
- ・公園の中心的施設として、枝垂桜及び新池（現在の枝垂桜周辺及びひょうたん池南部分）が描かれる。
- ・枝垂桜より山麓の温泉、ホテルまでの直線道路沿道に樹木が描かれている。



出典：国際日本文化研究センター所蔵

### 3) 第 2 次拡張及び整備後（明治 41 年（1908）～）

#### (ア) 京都市街全図

内容年代：大正 2 年（1913）

成立年代：大正 2 年（1913）

- ・円山公園第 2 次拡張及び整備後（明治 41 年（1908）～大正 3 年（1914））の内容。「圓山公園」の表記がみえる。
- ・滝口からひょうたん池への流れの整備など、7 代目植治による園内東部一帯の整備状況が反映され、現在の円山公園と同様の姿が描かれている。
- ・八坂神社北側の市民の森に新たに園路が整備されている。
- ・公園内及び周辺の名勝・史跡として「真葛原」「枝垂桜」「吉水」「大雅堂」が表記される。
- ・山麓部には、火災により閉業（明治 41 年（1908））した也阿弥ホテル、吉水温泉に代わり左阿彌が描かれる他、公園内には平野屋の表記がみえる。



出典：国際日本文化研究センター所蔵

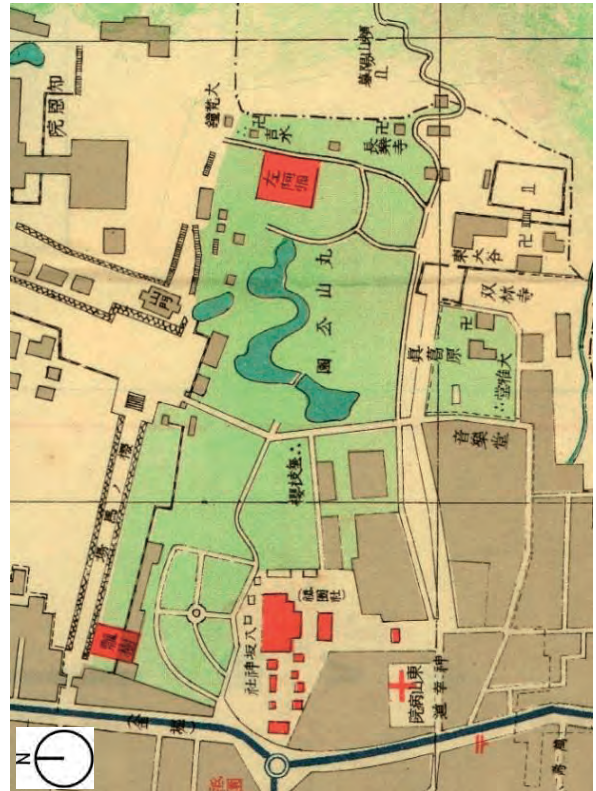


### (イ) 大典記念京都市街地圖

内容年代：昭和3年（1928）

成立年代：昭和3年（1928）

- ・音楽堂の整備後（昭和2年（1927））後の内容。円山公園の表記がみえる。
- ・公園の範囲が図示されており、現在の円山公園とほぼ同様の範囲が示されている。
- ・公園の中心部にはひょうたん池，流れ，滝口の池泉及び枝垂桜が描かれている。
- ・公園南側の旧雙林寺境内に「音楽堂」の表記がみえる。



出典：国際日本文化研究センター所蔵

## (2) 背景となる東山山麓に係る景観の変容

昭和11年(1936)に策定された東山国有林風致計画, 東山山麓に関する既往文献等から, 名勝円山公園の背景となる東山山麓の景観の変容を把握した。

東山山麓は, 江戸期には「花洛名勝図会 東山之部一」にみられるように, アカマツ主体の森林景観を呈していたと推測される。また, 長樂寺境内も次図に示すように, マツが植栽され, 東山山麓から続くアカマツ林によって風致景観が構成されていたと推測される。

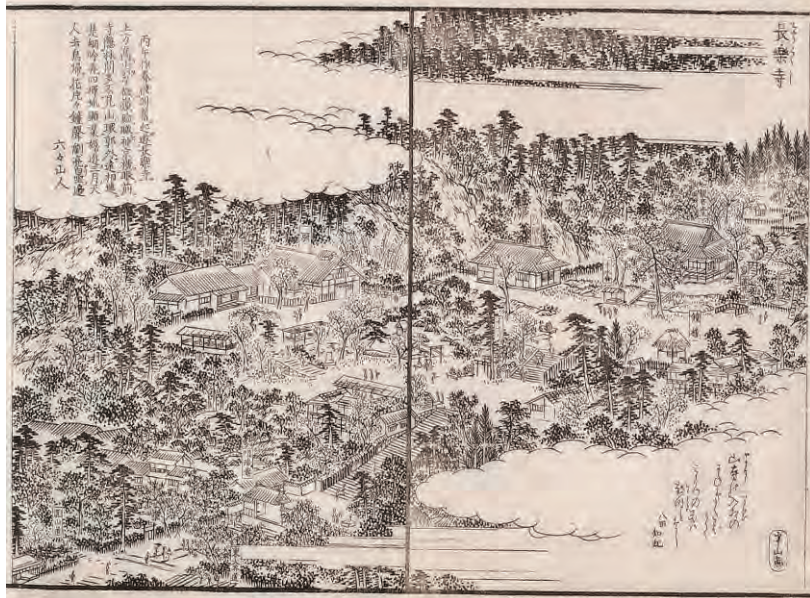


図 40 花洛名勝図会「長樂寺」

出典：晴翁木村明啓『花洛名勝図会 長樂寺之部』元治元年(1864), 35頁

しかし, 明治期になって, 現在の安養寺や長樂寺周辺の森林を含む東山山麓の森林は, 強度の伐採が行われた。中嶋は, 「その原因となったのが, 明治4年(1871)の社寺上知令であった」とし, 「社寺の所有する森林のほとんどが上知の対象となった」<sup>26</sup>ことから, 「上知によって経済的窮地に追い込まれた社寺は境内林をも伐採せざるをえなくなり, 境内の尊厳を保っていた樹木さえ, 伐採の対象となった」<sup>27</sup>としている。

また, 中嶋は, 「明治中期に東山山麓の特徴であったアカマツ林は明治初期の乱伐後に成長したものであることがわかっている」<sup>28</sup>として, 明治中期の円山公園背後の山並みの写真を提示している。さらに, 「昭和初期には, 東山の中腹以上の高地にはアカマツ林が広がり」をみせたが, 「中腹以下ではシイなどが侵入して, (中略) アカマツの林からシイの林へと遷移しはじめていたのである。」<sup>29</sup>と報告している。

名勝円山公園及びその周辺地域では, このような植生の変遷が見られたのは, 東山山麓に位置する, 安養寺及び長樂寺の境内とその周辺の公園地と, その背景となる圓山と華頂山である。

昭和初期の東山山麓の植生は, 昭和11年(1936)に策定された「東山国有林風致計画」に掲載

<sup>26</sup> 中嶋節子『東山／京都風景論』昭和堂, 平成18年(2006)5月

<sup>27</sup> 同上130頁

<sup>28</sup> 同上131頁

<sup>29</sup> 中嶋節子『東山／京都風景論』昭和堂, 平成18年(2006)5月140頁



されている森林の植生調査から伺える。当時の植生調査では、円山公園の背景に当たる東山国有林 108 林班及び 109 林班を構成する小林班は計 57 箇所あり、その大半に当たる 48 箇所アカマツが優占していたことが報告されている。それにより、昭和初期には同箇所ではアカマツ林が広がりを見せていたことが伺える。その一方で、アカマツが優占する小林班 48 箇所のうち、13 箇所シイが多く分布したことが報告されており、当時の同箇所ではシイ林もまた広がっていたことが確認できる。

円山公園は、明治から大正期の武田五一と植治による公園改良工事を経て、昭和 6 年（1931）に名勝に指定された。当時、アカマツ林が広がりを見せていた東山山麓を背景に、植治が、華頂山を望む最良の位置であるひょうたん池に舟着きを打ち借景にするとともに、円山公園と東山山麓の連続性を鑑み、公園地にアカマツやクロマツを植栽したことは、あるがままの自然を再現しようとした、植治の作庭意図の原点を感じさせる。

しかしながら、現況としてはその背景となる東山山麓の植生が、アカマツ林からシイ林へと変容しているため、公園地の植栽との連続性が損なわれている。

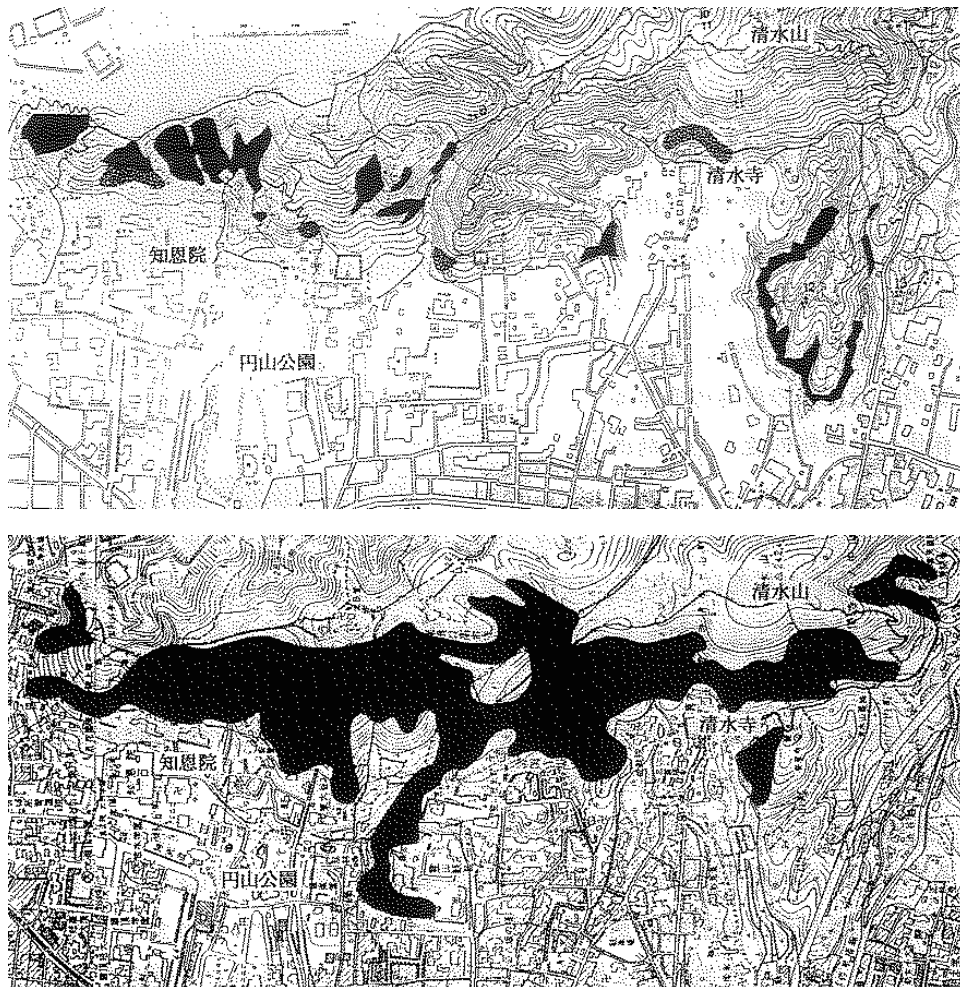


図 41 昭和 5 年（1930）頃から昭和 54 年（1979）にかけてのシイ林の変化（図の黒い部分は国有林内のシイ林）

出典：小椋純一「人と景観の歴史」平成 4 年（1992）

また、昭和初期まで、京都の特徴ある山林景観と評されていたアカマツ林が広がっていた森林域では、昭和9年（1934）の室戸台風による被害、昭和29年（1954）に発生した松くい虫によるアカマツの枯損、アカマツ林の衰退によるシイ林の拡大、平成17年（2005）に発生したナラ枯れ被害等により、山林景観が変容したとともに、森林としての健全性が損なわれている。

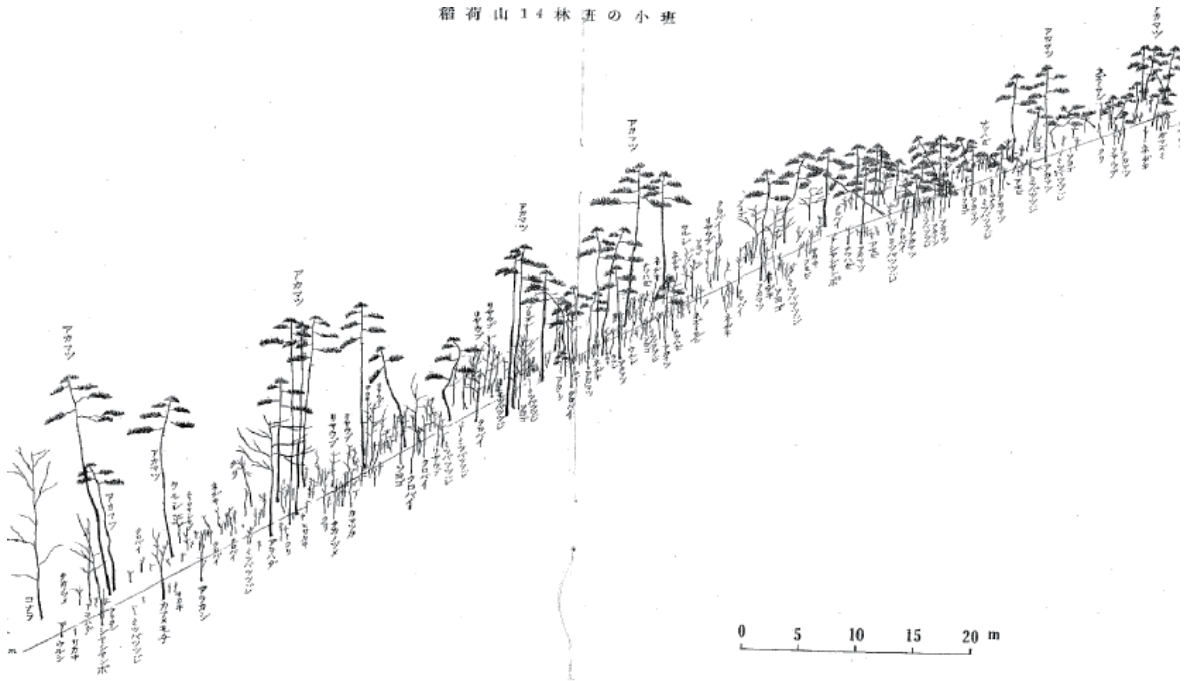


図 42 昭和初期における稲荷山におけるアカマツ林の状況

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成22年（2010）

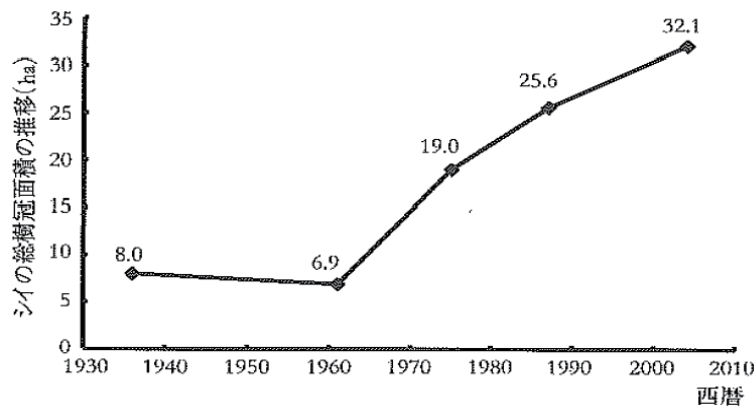


図 43 東山山麓の国有林におけるシイ樹冠面積の推移

出典：京都大阪森林管理事務所資料 平成22年（2010）



### (3) 名勝円山公園内の景観の変容

名勝円山公園に指定された昭和6年(1931)当時と現況の空中写真を比較し、名勝指定以降の公園内の景観の変容を把握した。

明治・大正期の武田五一と植治による改良工事を経て、現在の円山公園の姿がつけられ、昭和6年(1931)に名勝に指定された以降も、樹木の植栽等、公園の整備を行ってきた。

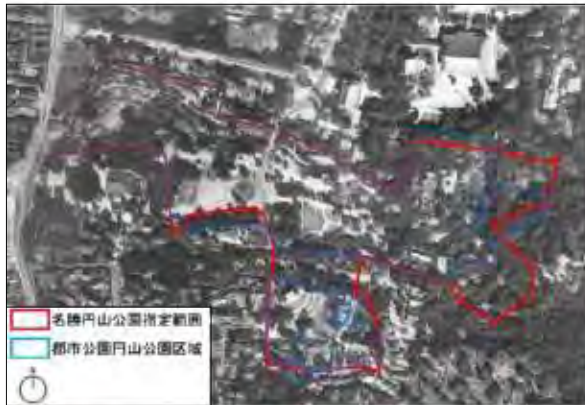
名勝指定直前の空中写真に撮影されている中島から流れ下流の沢飛びにかけての箇所をみると、流れから、園路、園地へと連続性のある風致景観が形成されており、それを楽しみに多くの来訪者が訪れていることが伺える。その後、昭和21年(1946)、平成19年(2007)の空中写真の比較から、流れを中心に、園池における植栽の充実が図られてきたことが把握できる。

その一方で、平成19年(2007)の航空写真では、植栽の手入れ不足が原因となり、特に園池の樹木の樹冠量が広がり、流れ、園路、園地への連続性が損なわれていることが把握できる。



昭和5年(1930)の円山公園

出典：吉田光邦『写真集成 京都百年パノラマ館』  
平成4年(2009) 238頁



昭和21年(1946)の円山公園

出典：京都市資料より作成



平成19年(2007)の円山公園

出典：京都市資料、電子国土基本図より作成

#### 第4項 課題の整理

円山公園は、江戸期以前から八坂の往来の要所として賑わい、明治19年(1886)に公園を開設して以降も、大正期にかけて公園拡張や武田五一と植治による改良工事により、優れた風致景観を形成し、昭和6年(1931)に名勝に指定された。その後も、植栽の充実等に取り組んできたが、管理不足による経年変化や周辺地域の変容による作庭意図とのかい離等に直面している。その一方で、都市公園法に基づく都市公園として、市民やより多くの来訪者を迎えることができるよう、公園機能の充実が求められている。

このため、名勝円山公園を適切に保存管理し、将来にわたって、より多くの市民や来訪者の利用を促進できるよう、名勝円山公園の課題を大きく「再整備(修復)」、「保存のための管理の継続」、「景観の変容への対応」、「管理運営体制の構築」の4つに区分し、整理した。

##### 名勝円山公園の主な課題

#### 1) 「再整備(修復)」に関する課題

昭和6年(1931)の名勝指定時における良好な風致景観の劣化や植治による園池の作庭意図からのかい離、利用施設の老朽化などの課題が顕在化しているため、名勝に相応しい風致景観の再構築に向けた再整備(修復)が必要である。

#### 2) 「保存のための管理の継続」に関する課題

これまで、限られた財源の中で、公園の維持管理を行ってきたが、名勝としての本質的価値を維持・向上させるとともに、都市公園として良好な都市環境の提供や周辺地域と一体となった風致景観の保存を確実に進めていくため、日常的な維持管理や植栽管理が必要である。

#### 3) 「景観の変容への対応」に関する課題

名勝円山公園は、東山山麓のアカマツ林を背景とした風致景観が特徴であった。その後、マツ枯れ、シイ林の拡大、さらにはナラ枯れなどの植生変容が名勝円山公園の風致景観を変容させている。したがって、地域へは、景観の変容への課題に対する理解を求めていくことが必要である。

#### 4) 「管理運営体制の構築」に関する課題

名勝円山公園の成り立ちや現況を踏まえ、都市公園として求められる新たな機能拡充に即した制度の見直しが必要である。また、名勝円山公園を適切に保存管理し、公園機能の維持・向上、公園利用の促進を図っていくために、便益施設の管理者や関係部局、市民等と連携した管理運営体制の構築が必要である。